

令和 7 年 3 月 1 1 日

令和 7 年第 1 回美浦村議会定例会議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

選挙第 1 号	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について
議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 6 年度美浦村一般会計補正予算 (第 7 号))
議案第 2 号	美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 3 号	美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 4 号	美浦村教育委員会教育長の任命について
議案第 5 号	美浦村教育委員会委員の任命について
議案第 6 号	村道路線の廃止について
議案第 7 号	村道路線の認定について
議案第 8 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
議案第 9 号	美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例
議案第 10 号	美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 11 号	美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 12 号	美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第 13 号	美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第 14 号	美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 15 号	美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第 16 号	美浦村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例
議案第 17 号	美浦村学校施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
議案第 18 号	大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第 19 号	美浦村公共施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例
議案第 20 号	美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例
議案第 21 号	美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第 22 号	美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例
議案第 23 号	美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例の全部を改正する条例

議案第 2 4 号	美浦村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
議案第 2 5 号	美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
議案第 2 6 号	美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例
議案第 2 7 号	美浦村下水道条例の一部を改正する条例
議案第 2 8 号	美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
議案第 2 9 号	令和 6 年度美浦村一般会計補正予算（第 8 号）
議案第 3 0 号	令和 6 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 3 1 号	令和 6 年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 3 2 号	令和 6 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 3 3 号	令和 6 年度美浦村水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 3 4 号	令和 6 年度美浦村下水道事業会計補正予算（第 4 号）
議案第 3 5 号	令和 7 年度美浦村一般会計予算
議案第 3 6 号	令和 7 年度美浦村国民健康保険特別会計予算
議案第 3 7 号	令和 7 年度美浦村介護保険特別会計予算
議案第 3 8 号	令和 7 年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
議案第 3 9 号	令和 7 年度美浦村水道事業会計予算
議案第 4 0 号	令和 7 年度美浦村下水道事業会計予算
議案第 4 1 号	令和 7 年度美浦村電気事業会計予算

選挙第 1 号

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について

茨城県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定に基づき、広域連合議会議員 1 人の選挙を行うものとする。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

美浦村議会議長 下 村 宏

当選人

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和 7 年専決第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 3 1 日

美浦村長 中 島 栄

令和 6 年度美浦村一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度美浦村の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 5 7, 6 8 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 4 3 5, 2 4 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 3 1 日

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1, 107, 032	52, 997	1, 160, 029
	2 国庫補助金	150, 963	52, 997	203, 960
18 寄附金		327, 901	140, 000	467, 901
	1 寄附金	327, 901	140, 000	467, 901
19 繰入金		1, 120, 893	64, 690	1, 185, 583
	2 基金繰入金	1, 107, 780	64, 690	1, 172, 470
歳入合計		9, 177, 554	257, 687	9, 435, 241

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1, 173, 181	201, 360	1, 374, 541
	1 総務管理費	923, 651	201, 360	1, 125, 011
3 民生費		2, 113, 732	56, 327	2, 170, 059
	1 社会福祉費	1, 480, 801	56, 327	1, 537, 128
歳 出 合 計		9, 177, 554	257, 687	9, 435, 241

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	1,107,032	52,997	1,160,029
18 寄附金	327,901	140,000	467,901
19 繰入金	1,120,893	64,690	1,185,583
歳入合計	9,177,554	257,687	9,435,241

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,173,181	201,360	1,374,541			140,000	61,360
3 民生費	2,113,732	56,327	2,170,059	52,997			3,330
歳 出 合 計	9,177,554	257,687	9,435,241	52,997		140,000	64,690

2 歳 入
(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	102,680	52,997	155,677
計	150,963	52,997	203,960

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

2 指定寄附金	255,001	140,000	395,001
計	327,901	140,000	467,901

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

8 財政調整基金繰入金	790,969	64,690	855,659
計	1,107,780	64,690	1,172,470

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	52,997	82 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 52,997

1 指定寄附金	140,000	15 美浦村ふるさと応援寄附金 140,000

1 財政調整基金繰入金	64,690	5 財政調整基金繰入金 64,690

3 歳 出
(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 企画費	293,084	61,360	354,444				61,360
18 ふるさと応援基金費	240,001	140,000	380,001			140,000	
計	923,651	201,360	1,125,011			140,000	61,360

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	468,900	56,327	525,227	52,997			3,330
-----------	---------	--------	---------	--------	--	--	-------

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	42,000	7 ふるさと応援寄附金事業費 61,360 7 報償費 42,000 2 賞賜金 1 記念品代
11 役務費	880	11 役務費 880 4 手数料 55 公金払い手数料
13 使用料及び賃借料	18,480	13 使用料及び賃借料 18,480 1 使用料 10 システム使用料
24 積立金	140,000	2 ふるさと応援基金費 140,000 24 積立金 140,000 14 ふるさと応援基金積立金 1 ふるさと応援基金積立金

1 報酬	1,500	86 6年度物価高騰対応重点支援給付金給付費 51,200 18 負担金補助及び交付金 51,200 10 補助金 1 支援給付金
3 職員手当等	1,410	87 6年度物価高騰対応重点支援給付金給付事務費 5,127 1 報酬 1,500 4 会計年度任用職員報酬 1 一般事務職員
4 共済費	270	3 職員手当等 1,410 5 時間外勤務手当 660 1 時間外勤務手当
8 旅費	46	9 期末手当 400 5 期末手当（会計年度任用職パートタイム）
10 需用費	24	10 勤勉手当 350 5 勤勉手当（会計年度任用職パートタイム）
11 役務費	599	4 共済費 270 2 職員共済組合負担金 150 5 職員共済組合負担金（会計年度任用職パートタイム）
12 委託料	1,028	6 社会保険料 120 5 社会保険料（会計年度任用職パートタイム）
13 使用料及び賃借料	250	8 旅費 46 1 費用弁償 1 費用弁償
18 負担金補助及び交付金	51,200	10 需用費 24 1 消耗品費 1 消耗品費
		11 役務費 599 1 通信運搬費 394 1 郵便料 4 手数料 205

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1 社会福祉総務費)							
計	1,480,801	56,327	1,537,128	52,997			3,330

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		7 口座振替手数料
		12 委託料 1,028
		7 電算処理委託料
		1 電算処理委託料
		13 使用料及び賃借料 250
		2 賃借料
		1 O A機器リース料

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	2		13,920	4,537 (3.4)			1,904	20,361	419	20,780	
	議 員	12	41,784		13,615 (3.4)				55,399	12,416	67,815	
	その他の 特 別 職	669	31,957						31,957		31,957	
	計	683	73,741	13,920	18,152			1,904	107,717	12,835	120,552	
補正前	長 等	2		13,920	4,537 (3.4)			1,904	20,361	419	20,780	
	議 員	12	41,784		13,615 (3.4)				55,399	12,416	67,815	
	その他の 特 別 職	669	31,957						31,957		31,957	
	計	683	73,741	13,920	18,152			1,904	107,717	12,835	120,552	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の 特 別 職											
	計											

2. 一般職
(1) 総括 (単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>92</u>) 159	105,425	582,912	429,106	1,117,443	199,812	1,317,255	
補 正 前	(<u>92</u>) 159	103,925	582,912	427,696	1,114,533	199,542	1,314,075	
比 較	(<u> </u>)	1,500		1,410	2,910	270	3,180	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後	9,244	6,565	9,518		37,469	1,074	17,604	141,541	124,433	81,658	
	補 正 前	9,244	6,565	9,518		36,809	1,074	17,604	141,141	124,083	81,658	
	比 較					660			400	350		

ア. 会計年度任用職員以外の職員 (単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>8</u>) 125		495,525	344,511	840,036	154,804	994,840	
補 正 前	(<u>8</u>) 125		495,525	343,851	839,376	154,804	994,180	
比 較	(<u> </u>)			660	660		660	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後	9,244	6,565	8,043		32,829	1,074	17,604	105,310	94,090	69,752	
	補 正 前	9,244	6,565	8,043		32,169	1,074	17,604	105,310	94,090	69,752	
	比 較					660						

イ. 会計年度任用職員 (単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>84</u> 34)	105,425	87,387	84,595	277,407	45,008	322,415	
補 正 前	(<u>84</u> 34)	103,925	87,387	83,845	275,157	44,738	319,895	
比 較	(<u> </u>)	1,500		750	2,250	270	2,520	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手 当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後			1,475		4,640			36,231	30,343	11,906	
	補 正 前			1,475		4,640			35,831	29,993	11,906	
	比 較								400	350		

(2)給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外）

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		行政職 技能労務職	
		昇給に伴う増減分		行政職 技能労務職	
		その他の増減分		退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況（会計年度任用職員以外） 現に在職する 職員数 補正後 133 人 補正前 133 人 増 減 人 採用、退職の状況 採用 人 退職 人 計 人 会計間の異動 人
職 員 手 当	660	制度改正に伴う増減分		期末手当 勤勉手当	
		その他の増減分	660	扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	660

3. 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

（単位：円）

区 分		行政職	技能労務職
令和7年1月1日現在	平均給料月額	331,189	319,633
	平均給与月額	373,991	332,433
	平均年令	41歳11月	54歳10月
令和6年12月1日現在	平均給料月額	323,121	318,900
	平均給与月額	392,638	331,700
	平均年令	41歳10月	54歳9月

イ. 初 任 給

（単位：円）

区 分	行政職	技能労務職	国の制度	
			行政職	技能労務職
高 校 卒	166,600	164,000	188,000	185,700
大 学 卒	196,200	-	220,000	-

ウ. 等級別職員数

区 分	行政職			技能労務職		
	級	職員数（人）	構成比（％）	級	職員数（人）	構成比（％）
令和7年1月1日現在	7	() 4	() 3.3%	4	() 3	() 100.0%
	6	() 18	() 14.9%	3	()	()
	5	() 21	() 17.4%	2	()	()
	4	() 24	() 19.8%	1	()	()
	3	() 24	() 19.8%			
	2	() 26	() 21.5%			
	1	() 4	() 3.3%			
	計	() 121	() 100.0%	計	() 3	() 100.0%
令和6年12月1日現在	7	() 4	() 3.3%	4	() 3	() 100.0%
	6	() 18	() 14.8%	3	()	()
	5	() 21	() 17.2%	2	()	()
	4	() 24	() 19.7%	1	()	()
	3	() 24	() 19.7%			
	2	() 24	() 19.7%			
	1	() 7	() 5.7%			
	計	() 122	() 100.0%	計	() 3	() 100.0%

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、管理栄養士、社会福祉士、司書、幼稚園の教諭、幼稚園の助教諭	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、管理栄養士、社会福祉士、司書、幼稚園の教諭、幼稚園の助教諭	主任、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任管理栄養士、主任社会福祉士、主任司書、幼稚園の主任教諭	係長、主査	課長補佐、室長補佐、局長補佐、保育所の副所長、幼稚園の教頭	課長、局長、室長、保育所長、幼稚園長	部長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等（以下「用務手等」という。） 調理師 自動車運転手	用務手等 調理師 自動車運転手	相当の経験を有する用務手等 相当の技能又は経験を有する調理師 相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等 高度の技能又は経験を有する調理師 高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇給

区分			合計	代表的な職種	
				行政職	技能労務職
補正後	職員数（Ａ）（人）		124	121	3
	昇給に係る職員数（Ｂ）（人）				
	号給数別内訳	2号給（人）			
		4号給（人）			
		6号給（人）			
		8号給（人）			
		号給（人）			
	比 率（Ｂ）／（Ａ）（％）				
特別昇給に係る職員数（人）					
補正前	職員数（Ａ）（人）		125	122	3
	昇給に係る職員数（Ｂ）（人）				
	号給数別内訳	2号給（人）			
		4号給（人）			
		6号給（人）			
		8号給（人）			
		号給（人）			
	比 率（Ｂ）／（Ａ）（％）				
特別昇給に係る職員数（人）					

オ. 期末手当 ・ 勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)	(月分)		
補 正 後	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{2.35}{4.50}$)	有	
補 正 前	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{2.35}{4.50}$)	有	
国 の 制 度	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{1.225}{2.350}$)	($\frac{2.40}{4.60}$)	有	

() 内は、再任用職員である。

カ. 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特 殊 勤 務 手 当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. そ の 他 の 手 当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第 2 号

美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を美浦村固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村〇〇〇

氏 名 浅 野 重 人
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

議案第 3 号

美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を美浦村固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村〇〇〇

氏 名 中 澤 眞 一
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

議案第 4 号

美浦村教育委員会教育長の任命について

下記の者を教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 土浦市〇〇〇

氏 名 小 松 正 樹
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

議案第 5 号

美浦村教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村〇〇〇

氏 名 木 村 寿
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

議案第 6 号

村道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、美浦村道路線を下記のとおり廃止する。

令和 7 年 3 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

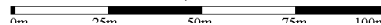
村道路線の廃止

道路 種別	路線名	起 点 終 点	延長 (m)	敷地幅員 (m)
3	村道 1 3 0 7 号線	郷中 2134-8 地先 郷中 2140 地先	21.4	3.60
3	村道 1 3 2 6 号線	郷中 1793-2 地先 郷中 1789-3 地先	205.0	2.00～5.50

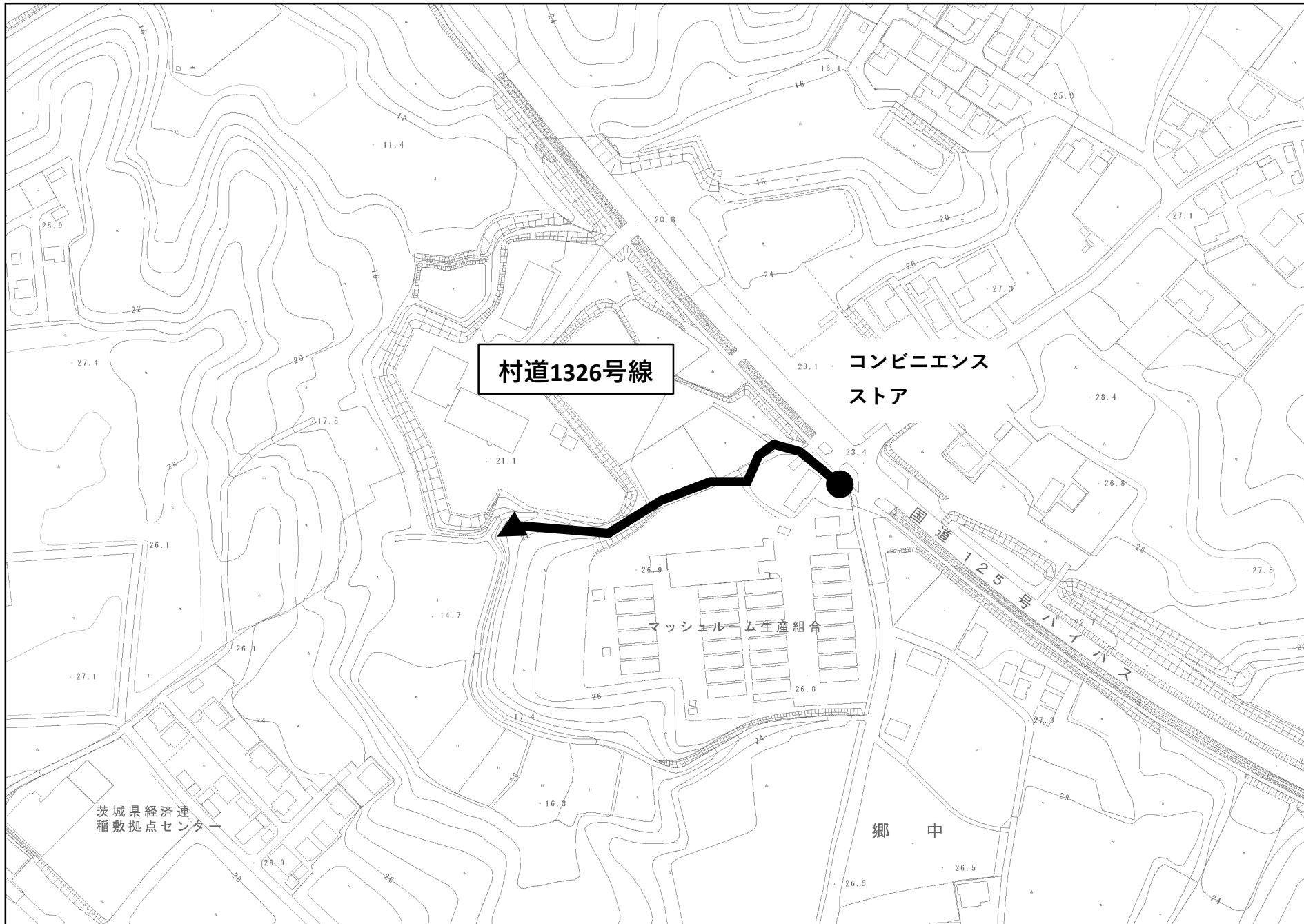
廃止路線位置図



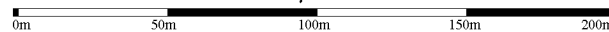
1/2,000



廃止路線位置図



1/2,500



議案第 7 号

村道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、美浦村道路線を下記のとおり認定する。

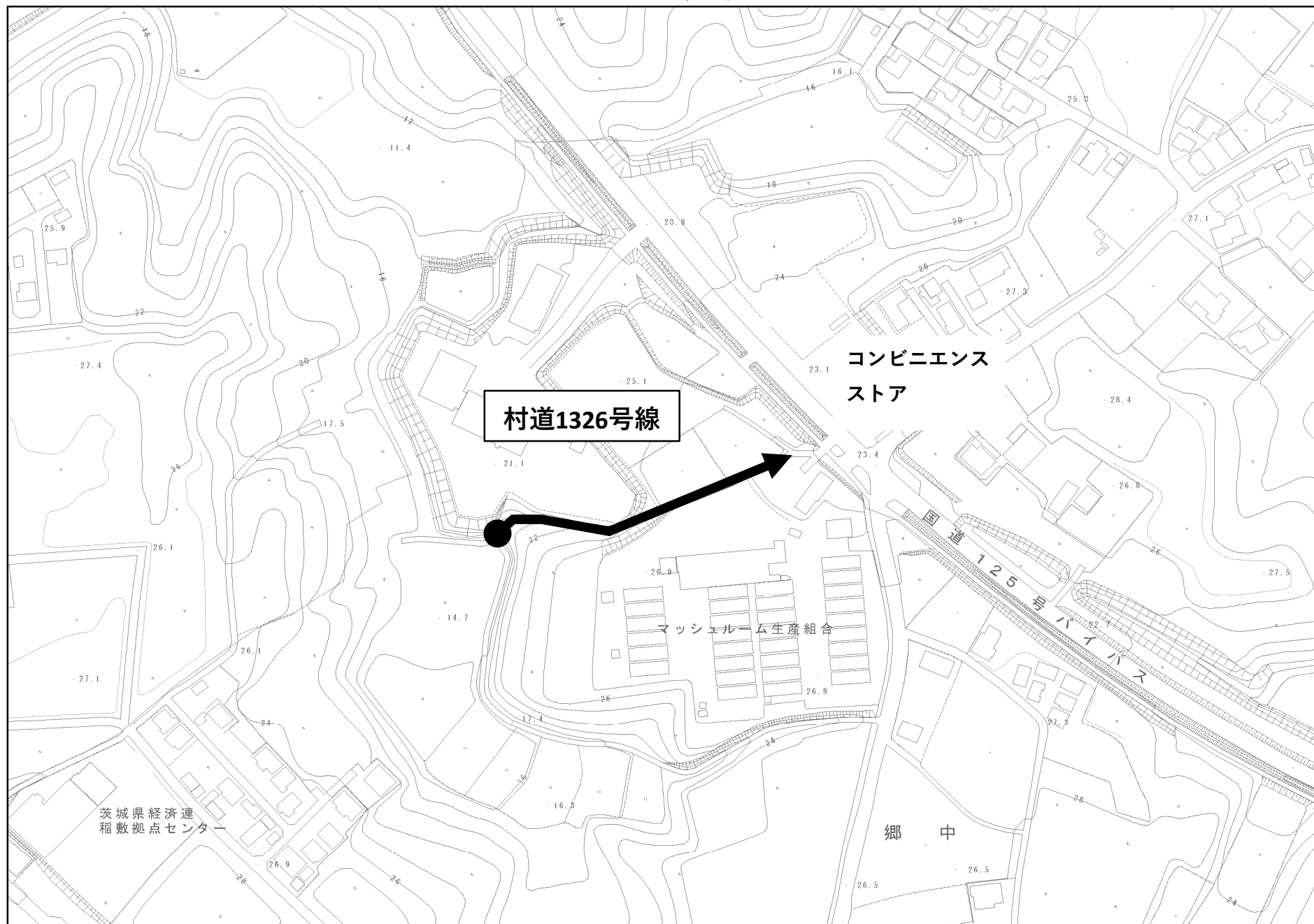
令和 7 年 3 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

村道路線の認定

道路 種別	路線名	起 点 終 点	延長 (m)	敷地幅員 (m)
3	村道 1 3 2 6 号線	郷中 1789-3 地先 郷中 2801-13 地先	157.9	1.82
3	村道 1 9 8 1 号線	大字土屋 1984-3 地先 大字土屋 1984-34 地先	40.5	5.60～8.66

認定路線位置図



1/2,500

0m 50m 100m 150m 200m

認定路線位置図



1/2,500

0m 50m 100m 150m 200m

議案第 8 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 1 1 日

美浦村長 中 島 栄

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 7 年美浦村条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 9 条第 1 0 号」を「第 1 9 条第 1 1 号」に改める。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用

事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に、「同表第3欄」を「同表の第3欄」に、「法別表第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改める。

別表第1中「美浦村就学援助規則（平成19年教育委員会規則第1号）」を「美浦村就学援助費支給要綱（平成30年教育委員会告示第7号）」に改める。

別表第2中「（昭和51年美浦村条例第24号）」を削る。

別表第3中「美浦村就学援助規則（平成19年教育委員会規則第1号）」を「美浦村就学援助費支給要綱」に改め、「（平成28年教育委員会訓令第5号）」及び「（昭和29年法律第144号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号から第4号の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 9 号

美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 1 1 日

美浦村長 中 島 栄

美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例

美浦村附属機関設置条例（令和元年美浦村条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表（第 3 条関係）村長の部中

「

認知症総合支援協議会	・ 村民に対し認知症への正しい理解を深めるための普及及び啓発に関する事項の審議 ・ 認知症の容態に応じた適時かつ適切な医療、介護、福祉等の情報提供に関する事項の審議 ・ 認知症の人及びその家族に対する適切な支援の検討及び実施に関する事項の審議 ・ 認知症に係る医療機関、介護サービスの構築及び提供に関する事項の審議	1 5 人以内
------------	---	---------

	・認知症の人及びその家族に対する支援に関し村長が特に必要と認めた事項の審議	
--	---	--

」の次に

「

美浦村災害弔慰金等支給審査委員会	・弔慰金等の支給に係る事実の調査審議 ・その他の弔慰金等の支給に関する事項の調査審議	5人以内
------------------	---	------

」を加え、

「

美浦村地域担い手育成総合支援協議会	・担い手育成支援に関する事項の審議 ・地域貢献担い手確保、育成支援に関する事項の審議・農業サービス事業体支援に関する事項の審議 ・耕作放棄地再生利用支援に関する事項の審議 ・その他目的達成するために必要な事項の審議	10人以内
-------------------	--	-------

」の次に

「

美浦村観光振興基本計画策定委員会	・観光振興基本計画の策定に関する事項の審議 ・観光振興基本計画の推進方策に関する事項の審議 ・その他必要と認める事項の審議	15人以内
------------------	---	-------

」を加える。

別表（第3条関係）教育委員会の部中

「

美浦村統合小学校準備委員会	・統合小学校の名称、校歌、校訓、校章、校旗に関すること。 ・統合小学校の運営方針及び教育計画に関すること。 ・統合小学校のPTA組織の運営	30人以内
---------------	---	-------

	方針に関すること。 ・その他統合小学校の開校に関し 必要な事項に関すること。	
--	--	--

」を削り、

「

次世代支援 行動計画策 定委員会	・行動計画策定に向けて現状と課 題についての審議 ・行動計画素案の審議 ・その他行動計画策定のために必 要な事項の審議	20人以内
------------------------	---	-------

」の次に

「

美浦村児童 厚生施設整 備基本構想・ 基本計画策 定委員会	・児童の健全育成及び放課後等の 居場所づくり支援に資する施設 のあり方等についての審議	15人以内
---	---	-------

」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第10号

美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和7年3月11日

美浦村長 中 島 栄

美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年美浦村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項、第5条、第6条第2項及び第3項、第7条第1項、第8条第1項並びに第8条の2第1項及び第3項中「村規則」を「規則」に改める。

第8条の3第1項中「村規則」を「規則」に改め、同条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「村規則」を「規則」に改め、同条第3項中「村規則」を「規則」に改め、同条第4項前段中「第1項及び前項」を「前3項」に、「村規則」を「規則」に改め、「で定めるところにより、当該子を養育」の次に「とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」を加え、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、村規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改め、同条第5項中「手続き」を「手続」に、「村規則」を「規則」に改める。

第10条第1項、第12条第1項及び第2項、第13条第2項並びに第14条中「村規則」を「規則」に改める。

第15条第1項中「規則で定める者」の次に「（第15条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の2を第15条の4とし、第15条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第17条から第19条までの規定中「村規則」を「規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 11 号

美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 11 日

美浦村長 中 島 栄

美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

美浦村職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年美浦村条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号及び第 2 条の 3 第 3 号中「村規則」を「規則」に改める。
第 2 条の 4 第 3 号中「人事委員会」を削る。

第 7 条第 1 項、第 11 条、第 12 条及び第 17 条第 2 号中「村規則」を「規則」に改める。

第 18 条第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

第 23 条中「村規則」を「規則」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 12 号

美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 11 日

美浦村長 中 島 栄

美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年美浦村条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 1 条関係）中

「

認知症総合支援協議 会委員	委員長	5, 500 円	〃	〃
	委員	5, 000 円	〃	〃

」の次に

「

美浦村災害弔慰金等 支給審査委員	委員長	12, 200 円	〃	〃
	委員	11, 700 円	〃	〃

」を加え、

「

美浦村地域担い手育成総合支 援協議会委員	5, 000 円	〃	〃
-------------------------	----------	---	---

」の次に

「

美浦村観光振興基本 計画策定委員会委員	委員長	5, 5 0 0 円	〃	〃
	委員	5, 0 0 0 円	〃	〃

」を加え、

「

美浦村統合小学校準備 委員会委員	委員長	5, 5 0 0 円	〃	〃
	委員	5, 0 0 0 円	〃	〃

」を削り、

「

美浦村子ども・子育て 会議委員	会長	5, 5 0 0 円	〃	〃
	委員	5, 0 0 0 円	〃	〃

」の次に

「

美浦村児童厚生施設 整備基本構想・基本 計画策定委員	委員長	5, 5 0 0 円	〃	〃
	委員	5, 0 0 0 円	〃	〃

」を加える。

別表第 2（第 2 条第 2 項関係）中

「

認知症総合支援協議会委員

」の次に

「

美浦村災害弔慰金等支給審査委員

」を加え、

「

美浦村地域担い手育成総合支援協議会委員

」の次に

「

美浦村観光振興基本計画策定委員会委員

」を加え、

「

美浦村統合小学校準備委員会委員

」を削り、

「

美浦村子ども・子育て会議委員

」の次に

「

美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定委員

」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第13号

美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和7年3月11日

美浦村長 中 島 栄

美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和
43年美浦村条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、
「100分の170」との次に「、「100分の127.5」とあるのは
「100分の175」とを加える。

第2条 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を次のように改正する。

第2条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（給与の種類）」を付す
る。

第3条に見出しとして「（給料）」を付する。

第3条の2に見出しとして「（通勤手当）」を付する。

第4条に見出しとして「（期末手当）」を付し、同条中「「100分の
122.5」とあるのは、「100分の170」と、「100分の127.5」」
を「100分の125」と、「100分の175」を「100分の172.5」

に、「村規則で定めるもの」を「規則で定めたもの」に、「級等」を「等級」に、「村規則」を「規則」に改める。

第5条に見出しとして「（給与の支給）」を付する。

第8条を削る。

第9条中「旅費の」の次に「額の計算及び」を加え、同条を第8条とする。

別表第2を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第14号

美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和7年3月11日

美浦村長 中 島 栄

美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美浦村職員の給与に関する条例（昭和32年美浦村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の102.5」を「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には107.5」に改め、同条第3項中「「100分の68.75」と、」の次に「」を加え、「「100分の58.75」と」を「「100分の58.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」と」に改める。

第19条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の58.75）」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあつては、100分の61.25）」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200

29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	

65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			

101	301,600	349,800			
102	301,900	350,200			
103	302,200	350,600			
104	302,500	351,000			
105	302,700	351,500			
106	303,000	351,900			
107	303,300	352,300			
108	303,600	352,700			
109	303,800	353,200			
110	304,200	353,600			
111	304,600	353,900			
112	304,900	354,200			
113	305,100	354,700			
114	305,300				
115	305,600				
116	306,000				
117	306,200				
118	306,400				
119	306,700				
120	307,000				
121	307,400				
122	307,600				
123	307,900				
124	308,200				
125	308,500				

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

第2条 美浦村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第6条第1項から第6項まで及び第9項、第7条、第9条第1項並びに第9条の2第1項中「村規則」を「規則」に改める。

第10条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))」については1人につき13,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))」については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。))」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条を削り、同条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第11条 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して全ての職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

第12条の2第1項第1号中「村規則」を「規則」に改め、同項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第12条の6において同じ。))」を加え、「村規則」を「規則」に改め、同条第3項中「村規則」を「規則」に改める。

第12条の3第1項第1号中「有料道路(以下この項及び次項)」を「有料の道路(以下この項から第3項まで)」に改め、同項第2号中「村規則」を「規則」に改め、同条第2項第1号中「村規則」を「規則」に、「以下この号」を「次項」に、「いう。))」を「いう。))」に改め、同条ただし書を削り、同項第2号中「村規則」を「規則」に改め、同項第3号中「村規則」を「規則」に改め、「(1カ月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が

55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第6項中「村規則」を「規則」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「村規則」を「規則」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「村規則」を「規則」に改め、同項を同条第5項とし、

同条第3項中「村規則」を「規則」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第12条の5第3項中「村規則」を「規則」に改める。

第12条の6第1項及び第2項中「村規則」を「規則」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に、「村規則」を「規則」に改め、「(任用の事情等を考慮して村規則で定める職員に限る。)」を削り、同項第2号中「村規則」を「規則」に改め、同条第4項中「村規則」を「規則」に改める。

第13条及び第14条中「村規則」を「規則」に改める。

第16条中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、「村規則」を「規則」に改める。

第17条第1項及び第2項中「村規則」を「規則」に改める。

第17条の2第1項中「村規則」を「規則」に、「特定管理職員」を「管理職員」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「当該各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「村規則」を「規則」に改め、「(当該勤務に従事する時間等を考慮して村規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)」を削り、同項第2号中「村規則」を「規則」に改め、同条第4項中「村規則」を「規則」に改める。

第17条の3第2項中「、第10条、第12条の2及び第24条」を「及び第10条」に改める。

第18条第1項中「村規則」を「規則」に改め、同条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に、「5級」を「6級」に、「村規則」を「規則」に、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

第18条第4項中「扶養手当の月額）」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項中「村規則」を「規則」に改め、「給料の月額を算出率で除して得た額）」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、同条第6項中「村規則」を「規則」に改める。

第18条の3第8項中「村規則」を「規則」に改める。

第19条第1項及び第2項中「村規則」を「規則」に改め、同項第1号中「扶養手当の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を、「6月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を「100分の125」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあつては、100分の61.25）を「100分の60」に改め、同条第3項中「給料の月額を算出率で除して得た額）」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、同条第5項中「村規則」を「規則」に改める。

第20条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、「村規則」を「規則」に改める。

第22条第2項から第4項までの規定中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、同条第5項中「村規則」を「規則」に改め、「扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、同条第7項中「村規則」を「規則」に改める。

第25条中「村規則」を「規則」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500

29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	

65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			

101	301,600	351,500			
102	301,900	351,900			
103	302,200	352,300			
104	302,500	352,700			
105	302,700	353,200			
106	303,000	353,600			
107	303,300	353,900			
108	303,600	354,200			
109	303,800	354,700			
110	304,200				
111	304,600				
112	304,900				
113	305,100				
114	305,300				
115	305,600				
116	306,000				
117	306,200				
118	306,400				
119	306,700				
120	307,000				
121	307,400				
122	307,600				
123	307,900				
124	308,200				
125	308,500				

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の美浦村職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の美浦村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において美浦村職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

5 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例第10条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」
と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「と
する」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円
とする」とする。

(規則への委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要
な事項は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表(附則第4項関係)

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6

23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41

58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		

93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

議案第 15 号

美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 11 日

美浦村長 中 島 栄

美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年美浦村条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「給料」の次に「、地域手当」を加える。

第 4 条中「昭和 32 年」の次に「美浦村」を加える。

第 8 条を第 8 条の 2 とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（地域手当）

第 8 条 給与条例第 11 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第 13 条中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第 19 条第 1 項中「月額）」の次に「並びにこれらに対する地域手当」を加える。

第 19 条の 2 第 1 項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第16号

美浦村職員の旅費に関する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和7年3月11日

美浦村長 中 島 栄

美浦村職員の旅費に関する条例

美浦村職員の旅費に関する条例（昭和43年美浦村条例第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する職員（非常勤職員（同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び規則で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のな

い場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

- (4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (5) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。
- (6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、村と旅行役務提供契約（旅行者等が村に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、村が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (2) 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- (4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、村の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を

補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の法令に特別の定めがある場合その他村費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、村が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときには、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

6 前2項に規定する手続が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により処理された場合は、当該処理は、これらの規定によってなされたものとみなす。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行をした後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種目）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び死亡手当とする。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第15条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（旅費の請求手続）

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を

添えて村長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 村長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 村長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、村長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。）により提出することができる。
- 6 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、村長、副村長及び

教育長（以下「村長等」という。）が鉄道により移動する場合には、運賃の等級を最上級とすることができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、村長等が鉄道により移動する場合における鉄道賃は、同項の合計額に、特別車両料金及びこれに付随する費用（同項第1号に掲げる運賃に加えて別に支払う費用であつて、公務のため特に必要とするものに限る。）を加えた額とすることができる。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、村長等が船舶により移動する場合には、運賃の等級を最上級とすることができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、村長等が船舶により移動する場合における船賃は、同項の合計額に、特別船室料金及びこれに付随する費用（同項第1号に掲げる運賃に加えて別に支払う費用であつて、公務のため特に必要とするものに限る。）を加えた額とすることができる。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

3 航空賃は、村長が公務上特に必要と認めたときに限り支給する。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(死亡手当)

第15条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（条例第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

(外国旅行の旅費)

第16条 職員が公務のため外国に旅行する場合における旅費の種目及び額は、第6条及び第9条から前条までの規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「旅費法施行令」という。）の規定の例により、その都度、旅行命令権者が村長と協議して定める。この場合において、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定め

る者に支給される旅費を基準とする。

(1) 村長等 旅費法施行令に規定する指定職職員等の職務にある者

(2) 一般職の職員 旅費法施行令に規定する職務の級が5級の職務にある者

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が特別職の職員に随行して外国に旅行する必要があるときの当該職員の旅費の額は、特別職の職員が同項の規定に基づいて受ける旅費の額と同一とする。

(退職者等の旅費)

第17条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第18条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第19条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、旅行命令権者が村長と協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第20条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条及び第14条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第21条 旅行命令権者は、旅行者が村以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行すること

が当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、村長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第22条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第23条 村長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、村長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(規則への委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の美浦村職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の美浦村職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定す

る旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第23条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(その他の経過措置の規則への委任)

6 第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第 17 号

美浦村学校施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する
条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 11 日

美浦村長 中 島 栄

美浦村学校施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する
条例

美浦村学校施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成 12 年美浦
村条例第 16 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 11 日

美浦村長 中 島 栄

大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例（令和 3 年美浦村条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「この条例は、」の次に「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 の規定に基づき、」を加える。

第 2 条を次のように改める。

（名称及び位置）

第 2 条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大山湖畔公園	美浦村大字大山 1 7 6 0 番地 3
庁舎	美浦村大字大山 1 9 6 4 番地 3
汽缶場	美浦村大字大山 1 9 0 7 番地 5
自力発電所	美浦村大字大山 1 8 7 9 番地 1
自動車庫（管理事務所、物品販売所、集会施設）	美浦村大字大山 2 0 1 4 番地 4 の一部

第 6 条に次の 1 項を加える。

3 第1項に掲げる行為をしようとするものは、別表第1に掲げる額の使用料を村長に納付しなければならない。

第9条第1項中「（建築物に限る。）」を「（自動車庫を除く。）」に、「別表」を「別表第2」に改める。

第10条中「公益上」の次に「特に」を加える。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第13条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第15条とする。

第12条を第14条とする。

第11条の見出し中「入館料」の次に「及び使用料」を加え、同条本文中「入館料」の次に「及び使用料（以下「入館料等」という。）」を加え、同条ただし書中「入館料」の次に「等」を加え、同条を第13条とする。

第10条の次に次の2条を加える。

（使用料）

第11条 自動車庫を使用する者は、第5条の使用の許可を受け、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料は、前納しなければならない。ただし、村長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第12条 村長は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

別表を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

行為の内容	単位	金額
物品の販売	1平方メートル1日につき	200円
興行	1日	5,000円

別表第2（第9条関係）

区分		入館料の額（1人1回につき）	
		大人（18歳以上）	小人（18歳未満ただし未就学児は除く）
通常期間	個人	800円	300円
	団体（20人以上）	500円	200円
特別展示期間		2,000円を超えない範囲において特別展示に係る実費を勘案して村長が別に定める額	

別表第3（第11条関係）

区分	使用料（1日当たり）
集会施設	4時間以内 1, 0 0 0 円
	4時間以上 2, 0 0 0 円

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議案第19号

美浦村公共施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和7年3月11日

美浦村長 中 島 栄

美浦村公共施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置の目的)

第1条 公共施設の建設資金に充てるため、美浦村公共施設建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

(処分)

第2条 この基金は前条に規定する目的のためでなければ、処分することができない。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、予算に定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 村長は、財政上の必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 20 号

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 11 日

美浦村長 中 島 栄

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する
条例

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例（平成 18 年美浦村条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「(以下「学校施設」という。)」を「(美浦小学校・美浦中学校共用体育館及び美浦中学校武道館をいう。以下「学校施設」という。)」に改める。

第 8 条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

別表（第 5 条関係）中「美浦中学校体育館」を「美浦小学校・美浦中学校共用体育館」に改め、「各小学校体育館」の項及び「各小学校屋外運動場」の項を削り、同表備考中「美浦中学校体育館」を「美浦小学校・美浦中学校共用体育館」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（学校統廃合に伴う経過措置）

- 2 当分の間、学校統廃合により廃校となった学校の施設であって、教育委員会
が定めるものを学校施設とみなして、この条例による改正前の美浦村立小学
校及び中学校の施設の開放に関する条例の規定を適用する。この場合におい
て、同条例第 1 条中「学校教育」とあるのは「行政」と読み替える。

議案第 2 1 号

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 1 1 日

美浦村長 中 島 栄

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 7 年美浦村条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 11 日

美浦村長 中 島 栄

美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例

美浦村放課後児童健全育成事業実施条例（平成 18 年美浦村条例第 15 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大谷第二児童クラブの項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

美浦村健康づくり推進協議会条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 11 日

美浦村長 中 島 栄

美浦村健康づくり推進協議会条例

美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例（昭和 58 年美浦村条例第 11 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 村民の生涯を通じる健康づくりを推進するための施策を、総合的かつ効果的に推進することを目的として、美浦村健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、必要に応じて村長に報告する。

- (1) 健康づくりに関する施策の総合的な推進に関すること
- (2) 健康づくりに関する計画等の策定及び推進に関すること
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、村民の健康づくりに関し村長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係機関に所属する者
- (2) 関係団体に所属する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学識経験者
- (5) 村議会議員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康増進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 4 号

美浦村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 1 1 日

美浦村長 中 島 栄

美浦村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

美浦村空家等対策の推進に関する条例（平成 3 0 年美浦村条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項及び第 1 0 条第 1 項中「第 1 4 条第 1 項」を「第 2 2 条第 1 項」に改める。

第 1 1 条中「第 1 4 条第 2 項」を「第 2 2 条第 2 項」に改める。

第 1 2 条中「第 1 4 条第 3 項」を「第 2 2 条第 3 項」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「第 1 4 条第 9 項」を「第 2 2 条第 9 項」に改め、同条第 2 項中「第 1 4 条第 1 0 項」を「第 2 2 条第 1 0 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 11 日

美浦村長 中 島 栄

美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 27 年美浦村条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「災害等の発生を未然に防止し」を削る。

第 3 条中「土地の埋立て等による災害等の発生防止及び」を削る。

第 9 条第 3 項中「条例」を削る。

第 11 条第 1 項中「5, 000 平方メートル未満」を「3, 000 平方メートル以下」に改める。

第 13 条第 1 項第 3 号中「災害の発生を防止（以下「土砂等の災害の防止」という。）する」を「生活環境の保全の」に改める。

第 14 条第 1 項中「及び土砂等の災害の防止」を削る。

第 21 条第 1 項中「の災害の防止」を「が生活環境の保全上の支障が生じないよう」に改め、同条第 5 項中「の災害の防止」を「が生活環境の保全」に、「の災害の防止」を「に対し、生活環境の保全のため」に改める。

第 22 条第 3 項中「の災害の防止」を「が生活環境の保全」に、「の災害の

防止」を「に対し、生活環境の保全のため」に改める。

第25条第1項中「の災害の防止」を「について生活環境の保全のため」に改め、同条第2項中「土砂等の災害の防止」を「生活環境の保全のため」に改める。

第26条第2項及び第27条中「の災害の防止」を「に対し、生活環境の保全のため」に改める。

第31条中「又は土砂等の災害の防止のための」を「のために」に改める。

第32条第1項中「災害の発生の防止又は」を削り、同条第2項中「災害が発生し、若しくは」を削る。

第33条第2項中「の災害の防止をするため」を「に対し、生活環境の保全のために」に、「災害の発生の防止をするため」を「生活環境の保全のために」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定による許可を受けている事業又は当該許可に係る事前協議（事前協議の受付も含む。）が完了している事業を行っている事業主等の適用については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、3,000平方メートルを超える事業については、次のとおりとする。
 - (1) 令和7年3月31日までに申請を受け付けたもので令和7年3月31日までに許可・不許可がなされなかったものは、この条例の施行の日において不許可処分がなされたものとみなす。
 - (2) 令和7年3月31日までに許可したもので令和7年3月31日までに着工していないものは、この条例の施行の日において許可の効力が失われるものとする。
 - (3) 令和7年3月31日までに着工したが、その後変更許可を行う場合については、令和7年4月1日以後新たに茨城県知事からの許可取得を要するものとする。

議案第 26 号

美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 11 日

美浦村長 中 島 栄

美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例

美浦村企業誘致条例（平成 27 年美浦村条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 27 号

美浦村下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 11 日

美浦村長 中 島 栄

美浦村下水道条例の一部を改正する条例

美浦村下水道条例（平成 16 年美浦村条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「法第 12 条の 10 第 1 項」を「法第 12 条の 11 第 1 項」に改め、同項第 1 号中「。以下「政令」という。」を削り、同号ただし書中「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に改め、「規定する」の次に「場合においては同項に規定する」を加え、同項第 10 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第 22 条中「第 21 条第 1 項」を「前条」に改める。

第 25 条中「第 6 条第 1 項」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 11 日

美浦村長 中 島 栄

美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年美浦村条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5 年 以 上 1 0 年 未 満	1 0 年 以 上 1 5 年 未 満	1 5 年 以 上 2 0 年 未 満	2 0 年 以 上 2 5 年 未 満	2 5 年 以 上 3 0 年 未 満	3 0 年 以 上 3 5 年 未 満	3 5 年 以 上
団長	2 3 9 , 0 0 0 円	3 4 4 , 0 0 0 円	4 5 9 , 0 0 0 円	5 9 4 , 0 0 0 円	7 7 9 , 0 0 0 円	9 7 9 , 0 0 0 円	1 , 0 7 9 , 0 0 0 円

副団長	2 2 9, 0 0 0 円	3 2 9, 0 0 円	4 2 9, 0 0 円	5 3 4, 0 0 円	7 0 9, 0 0 0 円	9 0 9, 0 0 円	1, 0 0 9, 0 0 0 円
分団長	2 1 9, 0 0 0 円	3 1 8, 0 0 円	4 1 3, 0 0 円	5 1 3, 0 0 円	6 5 9, 0 0 0 円	8 4 9, 0 0 円	9 4 9, 0 0 0 円
副分団長	2 1 4, 0 0 0 円	3 0 3, 0 0 円	3 8 8, 0 0 円	4 7 8, 0 0 円	6 2 4, 0 0 0 円	8 0 9, 0 0 円	9 0 9, 0 0 0 円
部長・班長	2 0 4, 0 0 0 円	2 8 3, 0 0 円	3 5 8, 0 0 円	4 3 8, 0 0 円	5 6 4, 0 0 0 円	7 3 4, 0 0 円	8 3 4, 0 0 0 円
団員	2 0 0, 0 0 0 円	2 6 4, 0 0 円	3 3 4, 0 0 円	4 0 9, 0 0 円	5 1 9, 0 0 0 円	6 8 9, 0 0 円	7 8 9, 0 0 0 円

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 29 号

令和 6 年度美浦村一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度美浦村の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 30, 330 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 404, 911 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加、廃止及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 3 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村税		2,346,615	98,385	2,445,000
	1 村民税	910,068	△3,815	906,253
	2 固定資産税	1,283,793	96,700	1,380,493
	3 軽自動車税	59,022	500	59,522
	4 村たばこ税	93,732	5,000	98,732
11 地方交付税		1,537,119	110,209	1,647,328
	1 地方交付税	1,537,119	110,209	1,647,328
15 国庫支出金		1,160,029	10,075	1,170,104
	1 国庫負担金	952,439	3,146	955,585
	2 国庫補助金	203,960	6,929	210,889
16 県支出金		373,558	△5,646	367,912
	1 県負担金	214,430	△2,686	211,744
	2 県補助金	114,531	△432	114,099
	3 県委託金	44,597	△2,528	42,069
19 繰入金		1,185,583	△218,867	966,716
	2 基金繰入金	1,172,470	△218,867	953,603
21 諸収入		259,889	△24,486	235,403
	4 受託事業収入	11,496	△4,060	7,436
	5 雑入	245,379	△20,426	224,953
歳入合計		9,435,241	△30,330	9,404,911

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		97,253	780	98,033
	1 議会費	97,253	780	98,033
2 総務費		1,374,541	△6,141	1,368,400
	1 総務管理費	1,125,011	△2,460	1,122,551
	2 徴税費	145,118	1,610	146,728
	3 戸籍住民基本台帳費	88,510	△5,291	83,219
3 民生費		2,170,059	23,247	2,193,306
	1 社会福祉費	1,537,128	10,868	1,547,996
	2 児童福祉費	632,831	12,379	645,210
4 衛生費		566,016	△15,206	550,810
	1 保健衛生費	208,765	△12,297	196,468
	2 環境衛生費	92,682	1,109	93,791
	3 清掃費	264,569	△4,018	260,551
5 農林水産業費		302,836	△8,688	294,148
	1 農業費	296,952	△8,457	288,495
	2 林業費	5,441	△231	5,210
6 商工費		27,007	△841	26,166
	1 商工費	27,007	△841	26,166
7 土木費		576,440	1,435	577,875
	1 土木管理費	55,246	1,580	56,826
	2 道路橋梁費	259,666	665	260,331
	3 都市計画費	261,528	△810	260,718
8 消防費		367,046	△370	366,676
	1 消防費	367,046	△370	366,676
9 教育費		3,295,847	△24,546	3,271,301
	1 教育総務費	206,419	1,561	207,980
	2 小学校費	2,443,694	△25,959	2,417,735

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	3 中学校費	51,859	△236	51,623
	4 幼稚園費	96,998	2,582	99,580
	5 社会教育費	188,038	△318	187,720
	6 保健体育費	308,839	△2,176	306,663
歳 出 合 計		9,435,241	△30,330	9,404,911

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	財産管理費	14,421
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金給付事務費	731
3 民生費	1 社会福祉費	6年度物価高騰対応重点支援給付金給付費	6,200
3 民生費	1 社会福祉費	6年度物価高騰対応重点支援給付金給付事務費	4,117
7 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業費	13,717

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
用 務 員 派 遣 委 託 料	令和 7 年度	1, 021
合 計		1, 976, 082

(廃止)

事 項	期 間	限 度 額
美浦小学校スクールバス乗降管理システム使用料	令和 7 年度 ～令和 1 1 年度	21, 205
合 計		1, 954, 877

(変更)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
美 浦 村 教 育 ク ラ ウ ド 導 入 及 び 運 用 支 援 業 務	令和 7 年度 ～令和 1 2 年度	261, 280	令和 7 年度 ～令和 1 2 年度	169, 305
合 計		1, 954, 877		1, 862, 902

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 村税	2,346,615	98,385	2,445,000
11 地方交付税	1,537,119	110,209	1,647,328
15 国庫支出金	1,160,029	10,075	1,170,104
16 県支出金	373,558	△5,646	367,912
19 繰入金	1,185,583	△218,867	966,716
21 諸収入	259,889	△24,486	235,403
歳入合計	9,435,241	△30,330	9,404,911

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	97,253	780	98,033				780
2 総務費	1,374,541	△6,141	1,368,400	363		△512	△5,992
3 民生費	2,170,059	23,247	2,193,306	8,608		△300	14,939
4 衛生費	566,016	△15,206	550,810	△2,051		△16,167	3,012
5 農林水産業費	302,836	△8,688	294,148	△4,651		△231	△3,806
6 商工費	27,007	△841	26,166				△841
7 土木費	576,440	1,435	577,875	△3,423		△1,884	6,742
8 消防費	367,046	△370	366,676				△370
9 教育費	3,295,847	△24,546	3,271,301	5,327		△5,069	△24,804
歳 出 合 計	9,435,241	△30,330	9,404,911	4,173		△24,163	△10,340

2 歳 入				(単位：千円)			
(款) 1 村税		(項) 1 村民税					
目		補 正 前 の 額		補 正 額		計	
1 個人		764,311		36,185		800,496	
2 法人		145,757		△40,000		105,757	
計		910,068		△3,815		906,253	
(款) 1 村税		(項) 2 固定資産税					
1 固定資産税		1,283,495		96,700		1,380,195	
計		1,283,793		96,700		1,380,493	
(款) 1 村税		(項) 3 軽自動車税					
1 環境性能割		1,576		1,000		2,576	
2 種別割		57,446		△500		56,946	
計		59,022		500		59,522	
(款) 1 村税		(項) 4 村たばこ税					
1 村たばこ税		93,732		5,000		98,732	
計		93,732		5,000		98,732	
(款) 11 地方交付税		(項) 1 地方交付税					
1 地方交付税		1,537,119		110,209		1,647,328	
計		1,537,119		110,209		1,647,328	
(款) 15 国庫支出金		(項) 1 国庫負担金					
1 民生費国庫負担金		368,997		3,146		372,143	
計		952,439		3,146		955,585	

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年度課税分	36,185	10 所得割	36,185
1 現年度課税分	△40,000	10 法人税割	△40,000
1 現年度課税分	95,000	10 家屋 15 償却資産	△6,000 101,000
2 滞納繰越分	1,700	5 滞納繰越分	1,700
1 現年度課税分	1,000	1 現年度課税分	1,000
1 現年度課税分	△500	1 現年度課税分	△500
1 現年度課税分	5,000	5 村たばこ税	5,000
1 地方交付税	110,209	5 普通交付税	110,209
1 国民健康保険事業費負担金	△525	5 保険基盤安定負担金（保険者支援分） 15 未就学児均等割保険税負担金 20 産前産後保険税負担金	△466 △25 △34
2 障がい者福祉費負担金	3,500	10 自立支援給付費負担金 20 障害児入所給付費等負担金	1,500 2,000
5 介護保険事業費負担金	171	6 介護保険低所得者保険料軽減負担金（過年度分）	171

(款) 15 国庫支出金		(項) 2 国庫補助金	
目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	155,677	363	156,040
2 民生費国庫補助金	30,478	3,764	34,242
3 衛生費国庫補助金	8,055	△1,728	6,327
4 土木費国庫補助金	8,964	△3,173	5,791
5 教育費国庫補助金	786	7,703	8,489
計	203,960	6,929	210,889

(款) 16 県支出金		(項) 1 県負担金	
1 民生費県負担金	210,116	△2,686	207,430
計	214,430	△2,686	211,744

(款) 16 県支出金		(項) 2 県補助金	
2 民生費県補助金	54,892	5,687	60,579
3 衛生費県補助金	3,756	△1,218	2,538
4 農林水産業費県補助金	50,739	△4,651	46,088

		(単位：千円)	
節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	363	75 社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍）	363
2 児童福祉費補助金	3,764	20 子ども・子育て支援事業交付金	3,764
1 保健衛生費補助金	△576	5 感染症予防事業費等補助金	△122
		15 母子保健衛生費補助金	35
		25 出産・子育て応援交付金	△489
2 環境衛生費補助金	△1,152	5 循環型社会形成推進交付金	△1,152
1 土木費補助金	△3,173	10 社会資本整備総合交付金（防災・安全）	△3,173
1 小学校費補助金	7,703	50 学校施設環境改善交付金	7,703

1 国民健康保険事業費負担金	△2,706	5 保険基盤安定負担金（保険者支援分）	△233
		10 保険基盤安定負担金（保険税軽減分）	△2,443
		15 未就学児均等割保険税負担金	△13
		20 産前産後保険税負担金	△17
2 障がい者福祉費負担金	1,750	10 自立支援給付費負担金	750
		20 障害児通所給付費等負担金	1,000
5 後期高齢者医療広域連合負担金	△1,815	5 保険基盤安定負担金（3／4）	△1,815
6 介護保険事業費負担金	85	6 介護保険低所得者保険料軽減負担金（過年度分）	85

3 医療福祉費補助金	2,422	5 医療費補助金	2,422
4 児童福祉費補助金	3,265	40 子ども・子育て支援事業交付金	3,265
1 保健衛生費補助金	△66	10 健康増進事業費補助金	54
		45 出産・子育て応援交付金	△120
2 環境衛生費補助金	△1,152	5 合併浄化槽設置整備事業補助金	△1,152
1 農業費補助金	△4,651	5 農業委員会交付金	41

(款) 16 県支出金		(項) 2 県補助金	
目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 土木費県補助金	290	△250	40
計	114,531	△432	114,099

(款) 16 県支出金		(項) 3 県委託金	
4 教育費県委託金	5,500	△2,528	2,972
計	44,597	△2,528	42,069

(款) 19 繰入金		(項) 2 基金繰入金	
6 陸平基金繰入金	14,087	△795	13,292
8 財政調整基金繰入金	855,659	△217,190	638,469
9 学校施設建設基金繰入金	146,500	984	147,484
10 ふるさと応援基金繰入金	151,843	△1,635	150,208
13 森林環境譲与税基金繰入金	2,354	△231	2,123
計	1,172,470	△218,867	953,603

(款) 21 諸収入		(項) 4 受託事業収入	
1 民生費受託事業収入	11,171	△4,060	7,111
計	11,496	△4,060	7,436

(款) 21 諸収入		(項) 5 雑入	
2 学校給食収入	47,851	△3,604	44,247

		(単位：千円)	
節		説 明	
区 分	金 額		
		6 農地利用最適化交付金	△120
		55 多面的機能支払交付金補助金	△9,267
		77 儲かる産地支援事業費補助金	4,965
		116 鳥獣被害防止促進補助金	△270
1 都市計画費補助金	△250	17 木造住宅耐震改修設計及び工事補助金	△250

1 社会教育費委託金	△2,528	5 地域クラブ活動体制整備事業委託金	△2,528

1 陸平基金繰入金	△795	5 陸平基金繰入金	△795
1 財政調整基金繰入金	△217,190	5 財政調整基金繰入金	△217,190
1 学校施設建設基金繰入金	984	5 学校施設建設基金繰入金	984
1 ふるさと応援基金繰入金	△1,635	5 ふるさと応援基金繰入金	△1,635
1 森林環境譲与税基金繰入金	△231	5 森林環境譲与税基金繰入金	△231

1 民生費受託事業収入	△4,060	30 高齢者保健事業介護予防一体的実施事業業務委託金	△4,060

1 学校給食収入	△3,604	5 木原小学校（児童分）	△570
		6 木原小学校（教職員分）	△37
		10 大谷小学校（児童分）	△1,084
		11 大谷小学校（教職員分）	23
		15 安中小学校（児童分）	△290
		16 安中小学校（教職員分）	△80
		21 美浦中学校（生徒分）	△1,462
		22 美浦中学校（教職員分）	△104

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 雑入	192,638	△16,822	175,816
計	245,379	△20,426	224,953

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 児童福祉雑入	△300	10 ファミリーサポート会員利用料 △300
3 保健衛生雑入	△11,265	12 検診等負担金 △932 40 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金 △10,333
4 環境衛生雑入	△482	5 雑草除去受託料 △482
5 社会教育雑入	147	5 文化講座受講料 114 25 美浦大学参加者負担金 33
7 雑入	△4,922	86 スポーツ振興くじ助成金 △4,000 109 臨時職員雇用保険料（健康増進課） 7 133 公売鑑定料清算金 △519 185 太陽光発電売電収入 △170 210 保健センター電気使用料 △360 220 大山湖畔公園自動車庫電気使用料（指定管理者負担分） 120

3 歳 出
(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	97, 253	780	98, 033				780
計	97, 253	780	98, 033				780

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	238, 822	10, 312	249, 134			7	10, 305
---------	----------	---------	----------	--	--	---	---------

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	319	1 職員給与関係経費（議会費） 579 2 給料 319 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	461	3 職員手当等 260 9 期末手当 128 3 期末手当（一般職） 10 勤勉手当 109 1 勤勉手当 12 退職手当 23 3 退職手当負担金（一般職） 2 議会運営費 201 3 職員手当等 201 9 期末手当 1 期末手当（議員）

1 報酬	300	1 特別職給与関係経費（総務管理費） 38 3 職員手当等 38 9 期末手当 2 期末手当（特別職）
2 給料	2, 112	2 職員給与関係経費（総務管理費） 11, 184 2 給料 2, 112 2 一般職給 1, 853 1 一般職給 3 会計年度任用職給 259 1 会計年度任用職給
3 職員手当等	9, 110	3 職員手当等 9, 072 9 期末手当 958 3 期末手当（一般職） 893 4 期末手当（会計年度任用職フルタイム） 65 10 勤勉手当 887 1 勤勉手当 831 2 勤勉手当（会計年度任用職フルタイム） 56 12 退職手当 7, 227 3 退職手当負担金（一般職） 284 4 退職手当特別負担金（一般職） 6, 908 5 退職手当負担金（会計年度任用職フルタイム） 35
7 報償費	△830	3 総務事務費 300 1 報酬 300 4 会計年度任用職員報酬 1 一般事務職員
18 負担金補助及び交付金	△380	7 区長会費 △1, 210 7 報償費 △830 1 報償金 3 事業協力者謝礼 18 負担金補助及び交付金 △380

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1 一般管理費)							
5 財産管理費	84, 631	△628	84, 003				△628
7 企画費	354, 444	△5, 144	349, 300				△5, 144
9 交通安全対策費	8, 957	△4, 500	4, 457				△4, 500
12 防犯対策費	15, 635	△2, 500	13, 135				△2, 500
計	1, 125, 011	△2, 460	1, 122, 551			7	△2, 467

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

1 税務総務費	47, 137	1, 515	48, 652				1, 515
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		10 補助金 15 地域ボランティア
1 報酬	△212	3 公用車管理費 △374 10 需用費 △374 2 燃料費 2 公用車等燃料代
8 旅費	△42	7 美浦村学校施設跡地利活用検討委員会費 △254 1 報酬 △212 3 非常勤職員報酬 45 美浦村学校施設跡地利活用検討委員会委員
10 需用費	△374	8 旅費 △42 1 費用弁償 1 費用弁償
7 報償費	△200	13 地域おこし協力隊事業費 △5, 144 7 報償費 △200 1 報償金 3 事業協力者謝礼
10 需用費	56	10 需用費 56 1 消耗品費 △100 1 消耗品費
11 役務費	△500	5 光熱水費 156 1 電気使用料
12 委託料	△3, 800	11 役務費 △500 1 通信運搬費 2 電話料
13 使用料及び賃借料	△700	12 委託料 △3, 800 5 業務委託料 80 地域おこし協力隊業務委託料
14 工事請負費	△4, 500	13 使用料及び賃借料 △700 2 賃借料 8 自動車借上料
		3 交通安全施設整備事業費 △4, 500 14 工事請負費 △4, 500 2 建築工事 13 交通安全施設 警戒標識等 (カーブミラー、ガードレール等)
14 工事請負費	△2, 500	2 防犯対策事業費 △2, 500 14 工事請負費 △2, 500 2 建築工事 14 防犯灯等設置工事

2 給料	898	1 職員給与関係経費 (税務総務費) 1, 515 2 給料 898 2 一般職給 631 1 一般職給
3 職員手当等	617	3 会計年度任用職給 267

(款) 2 総務費				(項) 2 徴税費			
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1 税務総務費)							
2 賦課費	31,917	11	31,928				11
3 徴収費	66,064	84	66,148			△519	603
計	145,118	1,610	146,728			△519	2,129

(款) 2 総務費				(項) 3 戸籍住民基本台帳費			
1 戸籍住民基本台帳費	88,510	△5,291	83,219	363			△5,654

節		説 明
区 分	金 額	
		1 会計年度任用職給 3 職員手当等 617 9 期末手当 286 3 期末手当（一般職） 220 4 期末手当（会計年度任用職フルタイム） 66 10 勤勉手当 241 1 勤勉手当 184 2 勤勉手当（会計年度任用職フルタイム） 57 12 退職手当 90 3 退職手当負担金（一般職） 54 5 退職手当負担金（会計年度任用職フルタイム） 36
3 職員手当等	11	2 賦課事務費 11 3 職員手当等 11 9 期末手当 5 5 期末手当（会計年度任用職パートタイム） 10 勤勉手当 6 5 勤勉手当（会計年度任用職パートタイム）
2 給料	560	1 職員給与と関係経費（徴収費） 604 2 給料 560 2 一般職給 298 1 一般職給 3 会計年度任用職給 262 1 会計年度任用職給 3 職員手当等 44 5 時間外勤務手当 △300 1 時間外勤務手当 9 期末手当 158 3 期末手当（一般職） 94 4 期末手当（会計年度任用職フルタイム） 64 10 勤勉手当 92 1 勤勉手当 43 2 勤勉手当（会計年度任用職フルタイム） 49 12 退職手当 94 3 退職手当負担金（一般職） 67 5 退職手当負担金（会計年度任用職フルタイム） 27
3 職員手当等	44	2 徴収事務費 △520 12 委託料 △520 5 業務委託料 1 公売不動産鑑定業務委託料
12 委託料	△520	

1 報酬	101	1 職員給与と関係経費（戸籍住民基本台帳費） △260 2 給料 △393 2 一般職給 △1,000 1 一般職給 3 会計年度任用職給 607 1 会計年度任用職給
2 給料	△393	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1 社会福祉総務費)							
2 老人福祉費	281, 763	4, 161	285, 924				4, 161

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共済費	△484	2 職員共済組合負担金 △500 3 職員共済組合負担金（一般職） 2 社会福祉事務費 812
27 繰出金	△3, 569	1 報酬 649 4 会計年度任用職員報酬 1 一般事務職員 3 職員手当等 147 9 期末手当 76 5 期末手当（会計年度任用職パートタイム） 10 勤勉手当 71 5 勤勉手当（会計年度任用職パートタイム） 4 共済費 16 6 社会保険料 5 社会保険料（会計年度任用職パートタイム） 5 国民健康保険特別会計繰出金 △3, 569 27 繰出金 △3, 569 1 保険基盤安定（保険者支援分） △932 1 保険基盤安定（保険者支援分） 4 職員給与費等 737 1 職員給与費等 13 保険基盤安定（保険税軽減分） △3, 258 1 保険基盤安定（保険税軽減分） 23 未就学児均等割保険税 △49 1 未就学児均等割保険税分 24 産前産後保険税 △67 1 産前産後保険税分 4 敬老事業費 △1, 308 7 報償費 △350 1 報償金 3 事業協力者謝礼 10 需用費 △73 3 食糧費 1 食糧費 11 役務費 △326 1 通信運搬費 1 郵便料 12 委託料 △31 5 業務委託料 31 封入封緘業務委託料 13 使用料及び賃借料 △528 2 賃借料 7 バス借上料 5 在宅福祉事業費 3, 200 18 負担金補助及び交付金 3, 200 10 補助金 2 シルバー人材センター運営費 7 介護保険特別会計繰出金 2, 269 27 繰出金 2, 269
7 報償費	△350	
10 需用費	△73	
11 役務費	△326	
12 委託料	△31	
13 使用料及び賃借料	△528	
18 負担金補助及び交付金	3, 200	
27 繰出金	2, 269	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(2 老人福祉費)							
3 障がい者福祉費	420,784	7,000	427,784	5,250			1,750
6 後期高齢者医療給付費	214,373	△3,298	211,075	△1,815			△1,483
7 医療福祉費	91,267	5,936	97,203	2,422			3,514
計	1,537,128	10,868	1,547,996	2,626			8,242

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	119,784	1,343	121,127	228		△300	1,415
-----------	---------	-------	---------	-----	--	------	-------

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		9 介護保険特別会計繰出金 1 介護保険特別会計繰出金
19 扶助費	7,000	4 障がい者自立支援給付事業費 3,000 19 扶助費 3,000 5 その他扶助費 10 障がい者福祉サービス費
		5 障がい児通所給付事業費 4,000 19 扶助費 4,000 5 その他扶助費 65 障がい児通所給付費
11 役務費	△163	2 後期高齢者医療事務費 △878 11 役務費 △163 1 通信運搬費 1 郵便料
18 負担金補助及び交付金	△715	18 負担金補助及び交付金 △715 5 負担金 10 茨城県後期高齢者医療広域連合市町村負担金
27 繰出金	△2,420	3 後期高齢者医療特別会計繰出金 △2,420 27 繰出金 △2,420 17 後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分） 1 後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分）
19 扶助費	5,936	3 医療給付事業費 5,936 19 扶助費 5,936 4 医療福祉扶助費 11 現物分医療費 6,144 12 現金分医療費 541 21 現物分医療費（村単独分） △749

2 給料	1,092	1 職員給与関係経費（児童福祉総務費） 1,128 2 給料 680 2 一般職給 368 1 一般職給
3 職員手当等	710	3 会計年度任用職給 312 1 会計年度任用職給
4 共済費	41	3 職員手当等 448 9 期末手当 208 3 期末手当（一般職） 134 4 期末手当（会計年度任用職フルタイム） 74
7 報償費	△500	10 勤勉手当 169 1 勤勉手当 105 2 勤勉手当（会計年度任用職フルタイム） 64 12 退職手当 71 3 退職手当負担金（一般職） 29 5 退職手当負担金（会計年度任用職フルタイム） 42

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1 児童福祉総務費)							
3 保育所費	287, 130	11, 036	298, 166	△110			11, 146

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		6 子育て広場事業費 309
		2 給料 175
		3 会計年度任用職給
		1 会計年度任用職給
		3 職員手当等 116
		9 期末手当 49
		4 期末手当 (会計年度任用職フルタイム)
		10 勤勉手当 43
		2 勤勉手当 (会計年度任用職フルタイム)
		12 退職手当 24
		5 退職手当負担金 (会計年度任用職フルタイム)
		4 共済費 18
		2 職員共済組合負担金
		4 職員共済組合負担金 (会計年度任用職フルタイム)
		7 ファミリーサポート事業費 △94
		2 給料 237
		3 会計年度任用職給
		1 会計年度任用職給
		3 職員手当等 146
		9 期末手当 61
		4 期末手当 (会計年度任用職フルタイム)
		10 勤勉手当 53
		2 勤勉手当 (会計年度任用職フルタイム)
		12 退職手当 32
		5 退職手当負担金 (会計年度任用職フルタイム)
		4 共済費 23
		2 職員共済組合負担金
		4 職員共済組合負担金 (会計年度任用職フルタイム)
		7 報償費 △500
		1 報償金
		3 事業協力者謝礼
1 報酬	1, 203	1 職員給与と関係経費 (保育所費) 9, 191
		2 給料 5, 550
		2 一般職給 1, 492
		1 一般職給
2 給料	5, 550	3 会計年度任用職給 4, 058
		1 会計年度任用職給
3 職員手当等	4, 062	3 職員手当等 3, 641
		9 期末手当 1, 586
		3 期末手当 (一般職) 555
		4 期末手当 (会計年度任用職フルタイム) 1, 031
4 共済費	61	10 勤勉手当 1, 372
		1 勤勉手当 488
		2 勤勉手当 (会計年度任用職フルタイム) 884
10 需用費	160	12 退職手当 683
		3 退職手当負担金 (一般職) 156

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(3 保育所費)							
4 児童館費	41,692	0	41,692	5,864			△5,864
計	632,831	12,379	645,210	5,982		△300	6,697

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	104,747	△659	104,088	320		△4,060	3,081
-----------	---------	------	---------	-----	--	--------	-------

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		5 退職手当負担金（会計年度任用職フルタイム）527
		2 大谷保育所運営費 938
		1 報酬 597
		4 会計年度任用職員報酬
		13 保育士 395
		16 生活介助員 202
		3 職員手当等 202
		9 期末手当 110
		5 期末手当（会計年度任用職パートタイム）
		10 勤勉手当 92
		5 勤勉手当（会計年度任用職パートタイム）
		4 共済費 39
		6 社会保険料
		5 社会保険料（会計年度任用職パートタイム）
		10 需用費 100
		7 賄材料費
		1 賄材料費
		4 木原保育所運営費 907
		1 報酬 606
		4 会計年度任用職員報酬
		13 保育士 124
		16 生活介助員 482
		3 職員手当等 219
		9 期末手当 116
		5 期末手当（会計年度任用職パートタイム）
		10 勤勉手当 103
		5 勤勉手当（会計年度任用職パートタイム）
		4 共済費 22
		6 社会保険料
		5 社会保険料（会計年度任用職パートタイム）
		10 需用費 60
		7 賄材料費
		1 賄材料費

1 報酬	714	1 職員給与関係経費（保健衛生総務費） △1,895
		2 給料 △1,385
		2 一般職給 △1,670
		1 一般職給
2 給料	△835	3 会計年度任用職給 285
		1 会計年度任用職給
3 職員手当等	457	3 職員手当等 △110
		1 扶養手当 △160
		1 扶養手当
		3 通勤手当 △80

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1 保健衛生総務費)							

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共済費	△344	3 通勤手当（一般職）△80 9 期末手当 49 4 期末手当（会計年度任用職フルタイム）
12 委託料	△914	10 勤勉手当 42 2 勤勉手当（会計年度任用職フルタイム） 12 退職手当 39 5 退職手当負担金（会計年度任用職フルタイム）
18 負担金補助及び交付金	△750	4 共済費 △400 2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金（一般職）
22 償還金、利子及び割引料	1,013	2 保健衛生事務費 86 12 委託料 86 2 保守点検委託料 44 複合機保守点検委託料 3 母子保健事業費 △227 12 委託料 △1,000 5 業務委託料 1 健康診断等委託料 22 償還金、利子及び割引料 773 5 国庫支出金等返還金 1 国庫支出金返還金 4 子育て世代包括支援事業費 1,377 1 報酬 714 4 会計年度任用職員報酬 1 一般事務職員 213 11 看護師 192 18 栄養士 130 20 保健師 179 2 給料 550 3 会計年度任用職給 1 会計年度任用職給 3 職員手当等 567 9 期末手当 274 4 期末手当（会計年度任用職フルタイム） 130 5 期末手当（会計年度任用職パートタイム） 144 10 勤勉手当 218 2 勤勉手当（会計年度任用職フルタイム） 92 5 勤勉手当（会計年度任用職パートタイム） 126 12 退職手当 75 5 退職手当負担金（会計年度任用職フルタイム） 4 共済費 56 2 職員共済組合負担金 42 4 職員共済組合負担金（会計年度任用職フルタイム） 29 5 職員共済組合負担金（会計年度任用職パートタイム） 13 6 社会保険料 14 4 社会保険料（会計年度任用職フルタイム） 6

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1 保健衛生総務費)							
2 予防費	61, 837	△5, 677	56, 160	△83		△10, 333	4, 739
3 保健センター管理費	7, 182	△600	6, 582			△360	△240
4 健康増進費	34, 999	△5, 361	29, 638	16		△932	△4, 445
計	208, 765	△12, 297	196, 468	253		△15, 685	3, 135

(款) 4 衛生費

(項) 2 環境衛生費

1 環境衛生総務費	92, 045	1, 109	93, 154			△482	1, 591
-----------	---------	--------	---------	--	--	------	--------

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		5 社会保険料（会計年度任用職パートタイム）8 18 負担金補助及び交付金 △750 10 補助金 10 出産・子育て応援給付金 22 償還金、利子及び割引料 240 5 国庫支出金等返還金 1 国庫支出金返還金
12 委託料	△7, 500	2 予防接種事業費 △6, 743 12 委託料 △7, 000 5 業務委託料 2 予防接種業務委託料 22 償還金、利子及び割引料 257 5 国庫支出金等返還金 1 国庫支出金返還金
22 償還金、利子及び割引料	1, 823	3 任意予防接種事業費 △500 12 委託料 △500 5 業務委託料 30 任意予防接種業務委託料 6 新型コロナワクチン接種事業費 1, 566 22 償還金、利子及び割引料 1, 566 5 国庫支出金等返還金 1 国庫支出金返還金
10 需用費	△600	2 保健センター管理費 △600 10 需用費 △600 5 光熱水費 1 電気使用料
12 委託料	△5, 362	2 健康診断事業費 △5, 362 12 委託料 △5, 362 5 業務委託料 3 総合健診等通知作成委託料 △332 5 集団健康診査委託料 △5, 030
22 償還金、利子及び割引料	1	4 がん検診推進事業費 1 22 償還金、利子及び割引料 1 5 国庫支出金等返還金 1 国庫支出金返還金

2 給料	863	1 職員給与と関係経費（環境衛生総務費） 1, 586 2 給料 863 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	723	3 職員手当等 723 1 扶養手当 44 1 扶養手当
12 委託料	△477	9 期末手当 324 3 期末手当（一般職） 10 勤勉手当 258

(款) 4 衛生費

(項) 2 環境衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1 環境衛生総務費)							
計	92,682	1,109	93,791			△482	1,591

(款) 4 衛生費

(項) 3 清掃費

1 塵芥処理費	243,937	△562	243,375				△562
2 し尿処理費	20,632	△3,456	17,176	△2,304			△1,152
計	264,569	△4,018	260,551	△2,304			△1,714

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	22,387	669	23,056	△590			1,259
2 農業総務費	46,378	1,581	47,959				1,581

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		1 勤勉手当 12 退職手当 97 3 退職手当負担金（一般職） 6 雑草除去委託事業費 △477 12 委託料 △477 5 業務委託料 1 雑草除去委託料

1 報酬	28	2 塵芥処理事業費 △590 12 委託料 △590 5 業務委託料 2 ゴミ収集委託料
12 委託料	△590	4 不法投棄対策事業費 28 1 報酬 28 4 会計年度任用職員報酬 81 廃棄物対策管理官
18 負担金補助及び交付金	△3,456	2 合併浄化槽設置事業費 △3,456 18 負担金補助及び交付金 △3,456 10 補助金 5 合併浄化槽設置事業

1 報酬	466	1 職員給与と関係経費（農業委員会費） 423 2 給料 257 2 一般職給 1 一般職給
2 給料	257	3 職員手当等 166 9 期末手当 83 3 期末手当（一般職）
3 職員手当等	166	10 勤勉手当 68 1 勤勉手当 12 退職手当 15 3 退職手当負担金（一般職）
12 委託料	△220	2 農業委員会運営費 466 1 報酬 466 2 委員報酬 4 農業委員会委員 212 6 農地利用最適化推進委員 254 3 農業委員会事務費 △220 12 委託料 △220 5 業務委託料 15 農業情報地番図データ出力委託料
2 給料	948	1 職員給与と関係経費（農業総務費） 1,581 2 給料 948 2 一般職給

(款) 5 農林水産業費				(項) 1 農業費			
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(2 農業総務費)							
3 農業振興費	58, 542	4, 574	63, 116	5, 206			△632
5 農地費	169, 579	△15, 281	154, 298	△9, 267			△6, 014
計	296, 952	△8, 457	288, 495	△4, 651			△3, 806

(款) 5 農林水産業費				(項) 2 林業費			
1 林業振興費	5, 441	△231	5, 210			△231	
計	5, 441	△231	5, 210			△231	

(款) 6 商工費				(項) 1 商工費			
1 商工振興費	14, 118	△841	13, 277				△841

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	633	1 一般職給 948 3 職員手当等 633 9 期末手当 261 3 期末手当（一般職） 10 勤勉手当 264 1 勤勉手当 12 退職手当 108 3 退職手当負担金（一般職）
12 委託料	△121	2 農業振興推進事業費 △121 12 委託料 △121 5 業務委託料 5 地域計画策定業務委託料
18 負担金補助及び交付金	4, 695	3 農業経営対策事業費 △270 18 負担金補助及び交付金 △270 10 補助金 10 鳥獣被害防止総合対策事業補助金 5 産地確立推進事業費 4, 965 18 負担金補助及び交付金 4, 965 10 補助金 77 儲かる産地支援事業費補助金
12 委託料	△190	2 土地改良振興事業費 △12, 544 12 委託料 △190 5 業務委託料 15 土地改良施設維持管理適正化事業実施設計委託料 18 負担金補助及び交付金 △12, 354 15 交付金 25 みほ東部環境美化協議会多面的機能支払交付金
18 負担金補助及び交付金	△15, 091	3 県営土地改良事業負担金 △2, 737 18 負担金補助及び交付金 △2, 737 5 負担金 25 余郷入地区土地改良事業調査計画費 △787 35 県営かんがい排水事業余郷入地区 △1, 950

12 委託料	△231	2 林業振興事業費 △231 12 委託料 △231 5 業務委託料 5 森林環境整備委託料

1 報酬	159	2 商工振興事業費 △1, 000 23 投資及び出資金 △1, 000 2 県信用保証協会寄託金 1 県信用保証協会寄託金
23 投資及び出資金	△1, 000	3 消費者行政推進事業費 159

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1 商工振興費)							
計	27, 007	△841	26, 166				△841

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	55, 246	1, 580	56, 826				1, 580
計	55, 246	1, 580	56, 826				1, 580

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁総務費	28, 127	△457	27, 670				△457
2 道路維持費	69, 050	△4, 862	64, 188	△2, 673		△1, 884	△305
3 道路新設改良費	143, 692	5, 984	149, 676				5, 984
計	259, 666	665	260, 331	△2, 673		△1, 884	5, 222

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画総務費	27, 958	△810	27, 148	△750			△60
-----------	---------	------	---------	------	--	--	-----

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		1 報酬 159 4 会計年度任用職員報酬 64 消費生活相談員

2 給料	906	1 職員給与関係経費（土木総務費） 1, 580
		2 給料 906 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	674	3 職員手当等 674 9 期末手当 311 3 期末手当（一般職） 10 勤勉手当 266 1 勤勉手当 12 退職手当 97 3 退職手当負担金（一般職）

17 備品購入費	△457	2 道路橋梁管理費 △457
		17 備品購入費 △457 3 公用車購入費 1 公用車購入費
14 工事請負費	△4, 862	3 つくば霞ヶ浦りんりんロード環境整備事業費 △4, 862
		14 工事請負費 △4, 862 1 土木工事 5 サイクリング環境整備工事
12 委託料	5, 984	2 道路新設改良事業費 5, 984
		12 委託料 5, 984 8 測量・設計・監理委託料 4 道路等改良工事設計業務委託料

2 給料	108	1 職員給与関係経費（都市計画総務費） 223
		2 給料 108 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	115	3 職員手当等 115 9 期末手当 63 3 期末手当（一般職）
12 委託料	△33	10 勤勉手当 47 1 勤勉手当 12 退職手当 5 3 退職手当負担金（一般職）
18 負担金補助及び交付金	△1, 000	2 都市計画事業費 △33
		12 委託料 △33

(款) 7 土木費(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1 都市計画総務費)							
計	261, 528	△810	260, 718	△750			△60

(款) 8 消防費(項) 1 消防費

1 非常備消防費	325, 522	△370	325, 152				△370
計	367, 046	△370	366, 676				△370

(款) 9 教育費(項) 1 教育総務費

2 事務局費	204, 927	1, 561	206, 488				1, 561
--------	----------	--------	----------	--	--	--	--------

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		2 保守点検委託料 10 建設図面プログラム保守委託料 4 耐震改修促進事業費 △1, 000 18 負担金補助及び交付金 △1, 000 10 補助金 17 木造住宅耐震改修設計及び工事補助金

18 負担金補助及び交付金	△370	2 消防団運営費 △500 18 負担金補助及び交付金 △500 10 補助金 1 消防ポンプ操法競技大会出場 4 稲敷地方広域市町村圏事務組合負担金 130 18 負担金補助及び交付金 130 5 負担金 42 稲敷地方広域市町村圏事務組合 (実務研修)

1 報酬	△525	1 特別職給与関係経費（事務局費） 28 3 職員手当等 28 9 期末手当 2 期末手当（特別職）
2 給料	903	2 職員給与関係経費（事務局費） 3, 750 2 給料 903 2 一般職給 1 一般職給 3 職員手当等 2, 050 5 時間外勤務手当 1, 300 1 時間外勤務手当 9 期末手当 345 3 期末手当（一般職） 10 勤勉手当 306 1 勤勉手当 12 退職手当 99 3 退職手当負担金（一般職） 4 共済費 797 2 職員共済組合負担金 5 職員共済組合負担金（会計年度任用職パートタイ ム） 4 学習充実指導講師配置事業費 672 1 報酬 607 4 会計年度任用職員報酬 54 学習充実指導講師 4 共済費 65 6 社会保険料 5 社会保険料（会計年度任用職パートタイム）
3 職員手当等	1, 046	
4 共済費	441	
8 旅費	△80	
12 委託料	19	
18 負担金補助及び交付金	△243	

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(2 事務局費)							

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		5 特別支援教育支援員配置事業費 647
		1 報酬 343
		4 会計年度任用職員報酬
		27 特別支援教育支援員
		3 職員手当等 276
		9 期末手当 128
		5 期末手当（会計年度任用職パートタイム）
		10 勤勉手当 148
		5 勤勉手当（会計年度任用職パートタイム）
		4 共済費 28
		6 社会保険料
		5 社会保険料（会計年度任用職パートタイム）
		6 県派遣学校教育指導主事配置事業費 157
		18 負担金補助及び交付金 157
		5 負担金
		16 県派遣学校教育指導主事設置
		7 教育相談センター事業費 △3, 372
		1 報酬 △1, 389
		4 会計年度任用職員報酬
		56 教育相談センター員
		3 職員手当等 △1, 513
		9 期末手当 △825
		5 期末手当（会計年度任用職パートタイム）
		10 勤勉手当 △688
		5 勤勉手当（会計年度任用職パートタイム）
		4 共済費 △470
		6 社会保険料
		5 社会保険料（会計年度任用職パートタイム）
		9 美浦村教育クラウド事業費 1, 207
		12 委託料 1, 207
		5 業務委託料
		5 パソコン設定委託料
		10 学校図書室運営事業費 △518
		1 報酬 444
		4 会計年度任用職員報酬
		1 一般事務職員
		3 職員手当等 205
		9 期末手当 110
		5 期末手当（会計年度任用職パートタイム）
		10 勤勉手当 95
		5 勤勉手当（会計年度任用職パートタイム）
		4 共済費 21
		6 社会保険料
		5 社会保険料（会計年度任用職パートタイム）
		12 委託料 △1, 188
		5 業務委託料
		20 小学校統廃合対応システム改修委託料
		11 学校教育支援経費 231

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(2 事務局費)							
計	206, 419	1, 561	207, 980				1, 561

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	2, 431, 615	△25, 572	2, 406, 043	7, 703		984	△34, 259
2 教育振興費	12, 079	△387	11, 692				△387
計	2, 443, 694	△25, 959	2, 417, 735	7, 703		984	△34, 646

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		1 報酬 231 4 会計年度任用職員報酬 100 教員業務支援員 12 美浦村統合小学校準備委員会費 △841 1 報酬 △761 3 非常勤職員報酬 5 統合小学校準備委員会委員 8 旅費 △80 1 費用弁償 1 費用弁償 13 美浦村立学校海外交流事業費 △400 18 負担金補助及び交付金 △400 10 補助金 1 美浦村立学校海外交流事業費補助金

2 給料	61	1 職員給与関係経費（小学校費） 77 2 給料 61 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	16	3 職員手当等 16 9 期末手当 3 期末手当（一般職）
10 需用費	△500	3 木原小学校学校管理費 △500 10 需用費 △500 5 光熱水費
11 役務費	585	5 上下水道使用料 5 安中小学校学校管理費 21 11 役務費 21 1 通信運搬費 2 電話料
14 工事請負費	△7, 074	7 小学校施設管理費 △25, 734 14 工事請負費 △7, 074 1 土木工事 5 駐車場新設工事
16 公有財産購入費	△18, 660	16 公有財産購入費 △18, 660 1 公有財産購入費 1 土地購入費 8 美浦村統合小学校建設事業費 564 11 役務費 564 4 手数料 23 建築物完了検査申請手数料
19 扶助費	△387	2 小学校要保護準要保護児童就学援助費 △387 19 扶助費 △387 3 児童福祉扶助費 6 要保護、準要保護児童就学援助費

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校管理費	36, 165	103	36, 268				103
2 教育振興費	15, 694	△339	15, 355				△339
計	51, 859	△236	51, 623				△236

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	96, 998	2, 582	99, 580	152			2, 430
計	96, 998	2, 582	99, 580	152			2, 430

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	31	1 職員給与関係経費（中学校費） 46 2 給料 31 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	15	3 職員手当等 15 9 期末手当 8 3 期末手当（一般職）
11 役務費	57	10 勤勉手当 7 1 勤勉手当 3 美浦中学校学校管理費 57 11 役務費 57 1 通信運搬費 2 電話料
19 扶助費	△339	2 中学校要保護準要保護生徒援助費 △339 19 扶助費 △339 3 児童福祉扶助費 7 要保護、準要保護生徒就学援助費

1 報酬	504	1 職員給与関係経費（幼稚園費） 2, 078 2 給料 1, 153 2 一般職給 645 1 一般職給
2 給料	1, 153	3 会計年度任用職給 508 1 会計年度任用職給
3 職員手当等	785	3 職員手当等 785 9 期末手当 361 3 期末手当（一般職） 231 4 期末手当（会計年度任用職フルタイム） 130
4 共済費	140	10 勤勉手当 299 1 勤勉手当 199 2 勤勉手当（会計年度任用職フルタイム） 100 12 退職手当 125 3 退職手当負担金（一般職） 55 5 退職手当負担金（会計年度任用職フルタイム） 70 4 共済費 140 4 公立学校共済組合負担金 1 公立学校共済組合負担金 80 4 公立学校共済組合負担金（会計年度任用職フルタイム） 60 3 幼稚園運営費 504 1 報酬 504 4 会計年度任用職員報酬 14 教諭 147 21 一般労務職員 137 23 送迎バス添乗員 220

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会教育総務費	119, 102	591	119, 693	△2, 528		33	3, 086
2 公民館費	36, 022	△483	35, 539			△56	△427

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	93	1 職員給与関係経費（社会教育総務費） 2, 724 2 給料 1, 611 2 一般職給 931 1 一般職給 3 会計年度任用職給 680 1 会計年度任用職給 3 職員手当等 1, 113 9 期末手当 548 3 期末手当（一般職） 416 4 期末手当（会計年度任用職フルタイム） 132 10 勤勉手当 388 1 勤勉手当 344 2 勤勉手当（会計年度任用職フルタイム） 44 12 退職手当 177 3 退職手当負担金（一般職） 105 5 退職手当負担金（会計年度任用職フルタイム） 72
2 給料	1, 611	2 社会教育事務費 △746 1 報酬 △103 3 非常勤職員報酬 △222 23 社会教育委員 4 会計年度任用職員報酬 119 41 社会教育指導員 3 職員手当等 56 9 期末手当 30 5 期末手当（会計年度任用職パートタイム） 10 勤勉手当 26 5 勤勉手当（会計年度任用職パートタイム） 13 使用料及び賃借料 △699 2 賃借料 7 バス借上料
3 職員手当等	1, 260	12 中学校部活動地域移行推進事業費 △1, 387 1 報酬 196 4 会計年度任用職員報酬 45 地域クラブコーディネーター 3 職員手当等 91 9 期末手当 49 5 期末手当（会計年度任用職パートタイム） 10 勤勉手当 42 5 勤勉手当（会計年度任用職パートタイム） 4 共済費 7 6 社会保険料 5 社会保険料（会計年度任用職パートタイム） 12 委託料 △1, 681 5 業務委託料 1 地域クラブ運営業務委託料
4 共済費	7	4 中央公民館事業費 △483 7 報償費 △483 1 報償金
12 委託料	△1, 681	
13 使用料及び賃借料	△699	

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(2 公民館費)							
3 文化財保護費	22, 050	△426	21, 624			△426	
計	188, 038	△318	187, 720	△2, 528		△449	2, 659

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

3 光と風の丘公園管理費	92, 804	△2, 497	90, 307			△2, 000	△497
4 学校給食費	206, 895	321	207, 216			△3, 604	3, 925

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		2 講師謝礼
1 報酬	385	2 文化財施設管理費 △1, 000 12 委託料 △1, 000 5 業務委託料 2 雑草除去委託料
3 職員手当等	182	3 文化財保護事業費 369 1 報酬 252 4 会計年度任用職員報酬 87 埋蔵文化財整理作業員
4 共済費	7	3 職員手当等 117 9 期末手当 63 5 期末手当（会計年度任用職パートタイム） 10 勤勉手当 54 5 勤勉手当（会計年度任用職パートタイム）
12 委託料	△1, 000	5 安中開発文化財調査事業費 205 1 報酬 133 4 会計年度任用職員報酬 88 埋蔵文化財発掘調査員 3 職員手当等 65 9 期末手当 35 5 期末手当（会計年度任用職パートタイム） 10 勤勉手当 30 5 勤勉手当（会計年度任用職パートタイム） 4 共済費 7 6 社会保険料 5 社会保険料（会計年度任用職パートタイム）

14 工事請負費	△2, 497	2 光と風の丘公園管理費 △2, 497 14 工事請負費 △2, 497 3 維持補修工事 49 野球場ラバーフェンス改修工事 △1, 249 53 野球場スコアボード改修工事 △1, 155 54 クラブハウスエアコン改修工事 △93
1 報酬	38	1 職員給与と関係経費（学校給食費） 235 2 給料 113 2 一般職給 1 一般職給
2 給料	113	3 職員手当等 122 9 期末手当 62 3 期末手当（一般職）
3 職員手当等	165	10 勤勉手当 49 1 勤勉手当 12 退職手当 11 3 退職手当負担金（一般職）
4 共済費	5	10 学校給食運営事業費 86

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(4 学校給食費)							
計	308, 839	△2, 176	306, 663			△5, 604	3, 428

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		1 報酬 38
		4 会計年度任用職員報酬
		15 調理師
		3 職員手当等 43
		9 期末手当 22
		5 期末手当（会計年度任用職パートタイム）
		10 勤勉手当 21
		5 勤勉手当（会計年度任用職パートタイム）
		4 共済費 5
		6 社会保険料
		5 社会保険料（会計年度任用職パートタイム）

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	2		13,920	4,603 (3.45)			1,904	20,427	419	20,846	
	議 員	12	41,784		13,816 (3.45)				55,600	12,416	68,016	
	その他の 特 別 職	669	31,228						31,228		31,228	
	計	683	73,012	13,920	18,419			1,904	107,255	12,835	120,090	
補正前	長 等	2		13,920	4,537 (3.4)			1,904	20,361	419	20,780	
	議 員	12	41,784		13,615 (3.4)				55,399	12,416	67,815	
	その他の 特 別 職	669	31,957						31,957		31,957	
	計	683	73,741	13,920	18,152			1,904	107,717	12,835	120,552	
比 較	長 等				66				66		66	
	議 員				201				201		201	
	その他の 特 別 職		△ 729						△ 729		△ 729	
	計		△ 729		267				△ 462		△ 462	

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>92</u>) 159	110,057	599,318	450,545	1,159,920	199,686	1,359,606	
補 正 前	(<u>92</u>) 159	105,425	582,912	429,106	1,117,443	199,812	1,317,255	
比 較	(<u> </u>)	4,632	16,406	21,439	42,477	△ 126	42,351	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後	9,128	6,565	9,438		38,469	1,074	17,604	147,577	129,621	91,069	
	補 正 前	9,244	6,565	9,518		37,469	1,074	17,604	141,541	124,433	81,658	
	比 較	△ 116		△ 80		1,000			6,036	5,188	9,411	

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>8</u>) 125		503,731	361,042	864,773	153,984	1,018,757	
補 正 前	(<u>8</u>) 125		495,525	344,511	840,036	154,804	994,840	
比 較	(<u> </u>)		8,206	16,531	24,737	△ 820	23,917	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後	9,128	6,565	7,963		33,829	1,074	17,604	109,264	97,528	78,087	
	補 正 前	9,244	6,565	8,043		32,829	1,074	17,604	105,310	94,090	69,752	
	比 較	△ 116		△ 80		1,000			3,954	3,438	8,335	

イ. 会計年度任用職員 (単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>84</u> 34)	110,057	95,587	89,503	295,147	45,702	340,849	
補 正 前	(<u>84</u> 34)	105,425	87,387	84,595	277,407	45,008	322,415	
比 較	(<u> </u>)	4,632	8,200	4,908	17,740	694	18,434	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手 当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後			1,475		4,640			38,313	32,093	12,982	
	補 正 前			1,475		4,640			36,231	30,343	11,906	
	比 較								2,082	1,750	1,076	

(2)給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外）

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	8,206	給与改定に伴う増減分	14,253	行政職14,005 技能労務職248	若年層から重点的に引上げ 平均改定率 1級11.1%、2級7.6%、3級3.1%、 4級1.3%、5級以上1.2%
		昇給に伴う増減分		行政職 技能労務職	
		その他の増減分	△ 6,047	退職者・新採用者差額△ 755 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他△ 5,292	職員数の異動状況（会計年度任用職員以外） 現に在職する 職員数 補正後133人 補正前133人 増減人 採用、退職の状況 採用人 退職人 会計間の異動人
職 員 手 当	16,531	制度改正に伴う増減分	7,392	期末手当3,954 勤勉手当3,438	
		その他の増減分	9,139	扶養手当△ 116 住居手当 通勤手当△ 80 特殊勤務手当 時間外勤務手当1,000 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当8,335	

3. 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

（単位：円）

区 分		行政職	技能労務職
令和7年3月1日現在	平均給料月額	327,854	319,633
	平均給与月額	373,629	332,433
	平均年令	42歳 1月	55歳 0月
令和7年1月1日現在	平均給料月額	331,189	319,633
	平均給与月額	373,991	332,433
	平均年令	41歳 11月	54歳 10月

イ. 初 任 給

（単位：円）

区 分	行政職	技能労務職	国の制度	
			行政職	技能労務職
高 校 卒	188,000	185,700	188,000	185,700
大 学 卒	220,000	-	220,000	-

ウ. 等級別職員数

区 分	行政職			技能労務職		
	級	職員数（人）	構成比（％）	級	職員数（人）	構成比（％）
令和7年3月1日現在	7	() 4	() 3.3%	4	() 3	() 100.0%
	6	() 18	() 14.9%	3	()	()
	5	() 21	() 17.4%	2	()	()
	4	() 24	() 19.8%	1	()	()
	3	() 24	() 19.8%			
	2	() 26	() 21.5%			
	1	() 4	() 3.3%			
	計	() 121	() 100.0%	計	() 3	() 100.0%
令和7年1月1日現在	7	() 4	() 3.3%	4	() 3	() 100.0%
	6	() 18	() 14.9%	3	()	()
	5	() 21	() 17.4%	2	()	()
	4	() 24	() 19.8%	1	()	()
	3	() 24	() 19.8%			
	2	() 26	() 21.5%			
	1	() 4	() 3.3%			
	計	() 121	() 100.0%	計	() 3	() 100.0%

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、管理栄養士、社会福祉士、司書、幼稚園の教諭、幼稚園の助教諭	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、管理栄養士、社会福祉士、司書、幼稚園の教諭、幼稚園の助教諭	主任、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任管理栄養士、主任社会福祉士、主任司書、幼稚園の主任教諭	係長、主査	課長補佐、室長補佐、局長補佐、保育所の副所長、幼稚園の教頭	課長、局長、室長、保育所長、幼稚園長	部長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等（以下「用務手等」という。） 調理師 自動車運転手	用務手等 調理師 自動車運転手	相当の経験を有する用務手等 相当の技能又は経験を有する調理師 相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等 高度の技能又は経験を有する調理師 高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇 給

区分			合計	代表的な職種	
				行政職	技能労務職
補正後	職員数（Ａ）（人）		124	121	3
	昇給に係る職員数（Ｂ）（人）				
	号給数別内訳	2号給（人）			
		4号給（人）			
		6号給（人）			
		8号給（人）			
		号給（人）			
	比 率（Ｂ）／（Ａ）（％）				
特別昇給に係る職員数（人）					
補正前	職員数（Ａ）（人）		124	121	3
	昇給に係る職員数（Ｂ）（人）				
	号給数別内訳	2号給（人）			
		4号給（人）			
		6号給（人）			
		8号給（人）			
		号給（人）			
	比 率（Ｂ）／（Ａ）（％）				
特別昇給に係る職員数（人）					

オ. 期末手当 ・ 勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)	(月分)		
補 正 後	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{1.225}{2.350}$)	($\frac{2.40}{4.60}$)	有	
補 正 前	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{2.35}{4.50}$)	有	
国 の 制 度	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{1.225}{2.350}$)	($\frac{2.40}{4.60}$)	有	

() 内は、再任用職員である。

カ. 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特 殊 勤 務 手 当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. そ の 他 の 手 当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第 30 号

令和 6 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度美浦村の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 484 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 663, 756 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		302,434	△3,170	299,264
	1 国民健康保険税	302,434	△3,170	299,264
6 繰入金		196,819	1,990	198,809
	1 他会計繰入金	133,748	△3,569	130,179
	2 基金繰入金	63,071	5,559	68,630
8 諸収入		5,553	△304	5,249
	5 雑入	3,605	△304	3,301
歳入合計		1,665,240	△1,484	1,663,756

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		50,514	737	51,251
	1 総務管理費	47,029	737	47,766
5 保健事業費		23,938	△2,221	21,717
	2 特定健康診査等事業費	19,238	△2,221	17,017
歳 出 合 計		1,665,240	△1,484	1,663,756

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税	302,434	△3,170	299,264
6 繰入金	196,819	1,990	198,809
8 諸収入	5,553	△304	5,249
歳 入 合 計	1,665,240	△1,484	1,663,756

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	50,514	737	51,251			737	
5 保健事業費	23,938	△2,221	21,717			△304	△1,917
歳 出 合 計	1,665,240	△1,484	1,663,756			433	△1,917

2 歳 入
(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険税	302,434	△3,170	299,264
計	302,434	△3,170	299,264

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	133,748	△3,569	130,179
計	133,748	△3,569	130,179

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 支払準備基金繰入金	63,071	5,559	68,630
計	63,071	5,559	68,630

(款) 8 諸収入

(項) 5 雑入

3 雑入	1,201	△304	897
計	3,605	△304	3,301

節		説 明	
区 分	金 額		
4 医療給付費分滞納繰越分	△2,128	5 滞納繰越分	△2,128
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	△1,013	5 滞納繰越分	△1,013
6 介護納付金分滞納繰越分	△29	5 滞納繰越分	△29

1 保険基盤安定繰入金	△4,190	5 保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 10 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	△932 △3,258
2 職員給与費等繰入金	737	5 職員給与費等繰入金	737
5 未就学児均等割保険税繰入金	△49	1 未就学児均等割保険税繰入金	△49
7 産前産後保険税繰入金	△67	5 産前産後保険税繰入金	△67

1 支払準備基金繰入金	5,559	5 支払準備基金積立金繰入金	5,559

1 雑入	△304	45 特定健康診査負担金	△304

3 歳 出
(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	46, 237	737	46, 974			737	
計	47, 029	737	47, 766			737	

(款) 5 保健事業費 (項) 2 特定健康診査等事業費

1 特定健康診査等事業費	19, 238	△2, 221	17, 017			△304	△1, 917
計	19, 238	△2, 221	17, 017			△304	△1, 917

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	104	1 職員給与関係経費（国保費） 633 2 給料 288 2 一般職給 1 一般職給 3 職員手当等 345 9 期末手当 178 3 期末手当（一般職） 10 勤勉手当 125 1 勤勉手当 12 退職手当 42 3 退職手当負担金（一般職） 2 国民健康保険事務費 104 1 報酬 104 4 会計年度任用職員報酬 1 一般事務職員

12 委託料	△2, 221	2 特定健康診査等事業 △2, 221 12 委託料 △2, 221 5 業務委託料 5 特定健康診査委託料

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補正後	長 等											
	議 員											
	その他の 特 別 職	10	200						200		200	
	計	10	200						200		200	
補正前	長 等											
	議 員											
	その他の 特 別 職	10	200						200		200	
	計	10	200						200		200	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の 特 別 職											
	計											

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>1</u> 5)	1,069	19,728	12,880	33,677	5,965	39,642	
補 正 前	(<u>1</u> 5)	965	19,440	12,535	32,940	5,965	38,905	
比 較	(<u> </u>)	104	288	345	737		737	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後		243	307		1,300		432	4,161	3,737	2,700	
	補 正 前		243	307		1,300		432	3,983	3,612	2,658	
	比 較								178	125	42	

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u> </u> 5)		19,728	12,880	32,608	5,965	38,573	
補 正 前	(<u> </u> 5)		19,440	12,535	31,975	5,965	37,940	
比 較	(<u> </u>)		288	345	633		633	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後		243	307		1,300		432	4,161	3,737	2,700	
	補 正 前		243	307		1,300		432	3,983	3,612	2,658	
	比 較								178	125	42	

イ. 会計年度任用職員 (単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1)	1,069			1,069		1,069	
補 正 前	(1)	965			965		965	
比 較	()	104			104		104	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後											
	補 正 前											
	比 較											

(2)給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外）

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	288	給与改定に伴う増減分	451	行政職 451 技能労務職	若年層から重点的に引上げ 平均改定率 1級11.1%、2級7.6%、3級3.1%、 4級1.3%、5級以上1.2%
		昇給に伴う増減分		行政職 技能労務職	
		その他の増減分	△ 163	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他 △ 163	職員数の異動状況（会計年度任用職員以外） 現に在職する 職員数 その他 計 補正後 5 人 人 5 人 補正前 5 人 人 5 人 増 減 人 人 人 採用、退職の状況 採 用 退 職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職 員 手 当	345	制度改正に伴う増減分	303	期末手当 178 勤勉手当 125	
		その他の増減分	42	扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当 42	

3. 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

（単位：円）

区 分	行政職
令和7年3月1日現在	平均給料月額
	平均給与月額
	平均年令
令和6年12月1日現在	平均給料月額
	平均給与月額
	平均年令

イ. 初 任 給

（単位：円）

区 分	行政職	国の制度 行政職
高 校 卒	188,000	188,000
大 学 卒	220,000	220,000

ウ. 等級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数（人）	構成比（％）
令和7年3月1日現在	7	()	()
	6	() 1	() 20.0%
	5	()	()
	4	() 2	() 40.0%
	3	() 1	() 20.0%
	2	() 1	() 20.0%
	1	()	()
	計	() 5	() 100.0%
令和6年12月1日現在	7	()	()
	6	() 1	() 20.0%
	5	()	()
	4	() 2	() 40.0%
	3	() 1	() 20.0%
	2	() 1	() 20.0%
	1	()	()
	計	() 5	() 100.0%

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、主事	困難な職務を分掌する主事	主任	係長、主査	課長補佐	課長	部長

エ. 昇給

区分			合計	代表的な職種	
				行政職	
補正後	職員数（ A ）（人）		5	5	
	昇給に係る職員数（ B ）（人）				
	号給数別内訳	2 号給（人）			
		4 号給（人）			
		6 号給（人）			
		8 号給（人）			
		号給（人）			
	比 率（ B ）／（ A ）（％）				
特別昇給に係る職員数（人）					
補正前	職員数（ A ）（人）		5	5	
	昇給に係る職員数（ B ）（人）				
	号給数別内訳	2 号給（人）			
		4 号給（人）			
		6 号給（人）			
		8 号給（人）			
		号給（人）			
	比 率（ B ）／（ A ）（％）				
特別昇給に係る職員数（人）					

オ. 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	$\frac{1.175}{2.250}$	$\frac{1.225}{2.350}$	$\frac{2.40}{4.60}$	有	
補正前	$\frac{1.175}{2.250}$	$\frac{1.175}{2.250}$	$\frac{2.35}{4.50}$	有	
国の制度	$\frac{1.175}{2.250}$	$\frac{1.225}{2.350}$	$\frac{2.40}{4.60}$	有	

カ. 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第 3 1 号

令和 6 年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度美浦村の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 9 2 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 5 1 3, 3 2 5 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		328,800	△341	328,459
	1 介護保険料	328,800	△341	328,459
7 繰入金		269,010	2,269	271,279
	1 一般会計繰入金	245,810	2,269	248,079
保険事業勘定歳入合計		1,505,897	1,928	1,507,825
歳入合計		1,511,397	1,928	1,513,325

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		43,598	1,453	45,051
	1 総務管理費	35,554	1,453	37,007
6 地域包括支援センター費		23,799	475	24,274
	1 総務管理費	23,799	475	24,274
保険事業勘定歳出合計		1,505,897	1,928	1,507,825
歳 出 合 計		1,511,397	1,928	1,513,325

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	328,800	△341	328,459
7 繰入金	269,010	2,269	271,279
歳入合計	1,505,897	1,928	1,507,825

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	43,598	1,453	45,051			1,453	
6 地域包括支援センター費	23,799	475	24,274			475	
歳 出 合 計	1,505,897	1,928	1,507,825			1,928	

2 歳 入
(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位：千円)

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 第 1 号被保険者保険料	328,800	△341	328,459
計	328,800	△341	328,459

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

2 その他一般会計繰入金	52,160	1,928	54,088
3 低所得者保険料軽減繰入金	15,528	341	15,869
計	245,810	2,269	248,079

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分特別徴収保険料	△341	1 現年度分特別徴収保険料 △341

1 職員給与費等繰入金	1,928	1 職員給与費等繰入金 1,928
2 過年度分	341	5 過年度分 341

3 歳 出
(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	35, 554	1, 453	37, 007			1, 453	
計	35, 554	1, 453	37, 007			1, 453	

(款) 6 地域包括支援センター費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	23, 799	475	24, 274			475	
計	23, 799	475	24, 274			475	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	368	1 職員給与関係経費（介護保険費） 936 2 給料 569 2 一般職給 302 1 一般職給 3 会計年度任用職給 267 1 会計年度任用職給 3 職員手当等 367 9 期末手当 185 3 期末手当（一般職） 119 4 期末手当（会計年度任用職フルタイム） 66 10 勤勉手当 125 1 勤勉手当 68 2 勤勉手当（会計年度任用職フルタイム） 57 12 退職手当 57 3 退職手当（一般職） 21 5 退職手当（会計年度任用職フルタイム） 36
2 給料	569	2 介護保険事務費 517 1 報酬 368 4 会計年度任用職員報酬 1 一般事務職員 3 職員手当等 138 9 期末手当 74 5 期末手当（会計年度任用職パートタイム） 10 勤勉手当 64 5 勤勉手当（会計年度任用職パートタイム） 4 共済費 11 6 社会保険料 1 社会保険料（一般職非常勤職員）
3 職員手当等	505	
4 共済費	11	

2 給料	271	1 職員給与関係経費（地域包括） 475 2 給料 271 2 一般職給 1 一般職給 3 職員手当等 204 9 期末手当 103 3 期末手当（一般職） 10 勤勉手当 74 1 勤勉手当 12 退職手当 27 3 退職手当（一般職）
3 職員手当等	204	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補正後	長 等											
	議 員											
	その他の 特 別 職	25	1,689						1,689		1,689	
	計	25	1,689						1,689		1,689	
補正前	長 等											
	議 員											
	その他の 特 別 職	25	1,689						1,689		1,689	
	計	25	1,689						1,689		1,689	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の 特 別 職											
	計											

2. 一般職
(1) 総括 (単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>2</u> 7)	3,091	27,372	19,197	49,660	8,482	58,142	
補 正 前	(<u>2</u> 7)	2,723	26,532	18,488	47,743	8,471	56,214	
比 較	(<u> </u>)	368	840	709	1,917	11	1,928	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後	320	594	419		2,480		324	6,264	5,206	3,590	
	補 正 前	320	594	419		2,480		324	5,902	4,943	3,506	
	比 較								362	263	84	

ア. 会計年度任用職員以外の職員 (単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u> </u> 6)		23,840	16,611	40,451	7,220	47,671	
補 正 前	(<u> </u> 6)		23,267	16,199	39,466	7,220	46,686	
比 較	(<u> </u>)		573	412	985		985	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後	320	594	304		2,450		324	5,132	4,268	3,219	
	補 正 前	320	594	304		2,450		324	4,910	4,126	3,171	
	比 較								222	142	48	

イ. 会計年度任用職員 (単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>2</u> 1)	3,091	3,532	2,586	9,209	1,262	10,471	
補 正 前	(<u>2</u> 1)	2,723	3,265	2,289	8,277	1,251	9,528	
比 較	(<u> </u>)	368	267	297	932	11	943	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後			115		30			1,132	938	371	
	補 正 前			115		30			992	817	335	
	比 較								140	121	36	

(2)給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外）

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	573	給与改定に伴う増減分	573	行政職 技能労務職 573	若年層から重点的に引上げ 平均改定率 1級11.1%、2級7.6%、3級3.1%、 4級1.3%、5級以上1.2%
		昇給に伴う増減分		行政職 技能労務職	
		その他の増減分		退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況（会計年度任用職員以外） 現に在職する 職員数 補正後 6 人 補正前 6 人 増 減 人 採用、退職の状況 採 用 人 退 職 人 計 人 会計間の異動 人
職 員 手 当	412	制度改正に伴う増減分	364	期末手当 222 勤勉手当 142	
		その他の増減分	48	扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当 48	

3. 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

（単位：円）

区 分	行政職
令和7年3月1日現在	平均給料月額
	平均給与月額
	平均年令
令和6年12月1日現在	平均給料月額
	平均給与月額
	平均年令

イ. 初 任 給

（単位：円）

区 分	行政職	国の制度
		行政職
高 校 卒	188,000	188,000
大 学 卒	220,000	220,000

ウ. 等級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数（人）	構成比（％）
令和7年3月1日現在	7	()	()
	6	()	()
	5	()	()
	4	()	()
	3	()	()
	2	()	()
	1	()	()
	計	()	()
令和6年12月1日現在	7	()	()
	6	()	()
	5	()	()
	4	()	()
	3	()	()
	2	()	()
	1	()	()
	計	()	()

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、主事	困難な職務を分掌する主事	主任	係長、主査	課長補佐	課長	部長

エ. 昇給

区分			合計	代表的な職種	
				行政職	
補正後	職員数（ A ）（人）		6	6	
	昇給に係る職員数（ B ）（人）				
	号給数別内訳	2 号給（人）			
		4 号給（人）			
		6 号給（人）			
		8 号給（人）			
		号給（人）			
	比 率（ B ）／（ A ）（％）				
特別昇給に係る職員数（人）					
補正前	職員数（ A ）（人）		6	6	
	昇給に係る職員数（ B ）（人）				
	号給数別内訳	2 号給（人）			
		4 号給（人）			
		6 号給（人）			
		8 号給（人）			
		号給（人）			
	比 率（ B ）／（ A ）（％）				
特別昇給に係る職員数（人）					

オ. 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	$\frac{1.175}{2.250}$	$\frac{1.225}{2.350}$	$\frac{2.40}{4.60}$	有	
補正前	$\frac{1.175}{2.250}$	$\frac{1.175}{2.250}$	$\frac{2.35}{4.50}$	有	
国の制度	$\frac{1.175}{2.250}$	$\frac{1.225}{2.350}$	$\frac{2.40}{4.60}$	有	

カ. 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第 3 2 号

令和 6 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度美浦村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8 7 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 5, 5 4 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		171,892	1,543	173,435
	1 後期高齢者医療保険料	171,892	1,543	173,435
3 繰入金		51,592	△2,420	49,172
	1 一般会計繰入金	51,592	△2,420	49,172
歳入合計		226,426	△877	225,549

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		219,986	△877	219,109
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	219,986	△877	219,109
歳 出 合 計		226,426	△877	225,549

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	171,892	1,543	173,435
3 繰入金	51,592	△2,420	49,172
歳入合計	226,426	△877	225,549

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域連 合納付金	219,986	△877	219,109			△877	
歳 出 合 計	226,426	△877	225,549			△877	

2歳入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計
1 特別徴収保険料	118,476	△7,370	111,106
2 普通徴収保険料	53,416	8,913	62,329
計	171,892	1,543	173,435

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

2 保険基盤安定繰入金	48,081	△2,420	45,661
計	51,592	△2,420	49,172

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分特別徴収保険料	△7,370	5 現年度分特別徴収保険料	△7,370
1 現年度分普通徴収保険料	8,913	5 現年度分普通徴収保険料	8,913

1 保険基盤安定繰入金	△2,420	5 保険基盤安定繰入金	△2,420

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者医療広域 連合納付金	219, 986	△877	219, 109			△877	
計	219, 986	△877	219, 109			△877	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交 付金	△877	2 後期高齢者医療広域連合納付金 △877
		18 負担金補助及び交付金 △877
		5 負担金
		3 茨城県後期高齢者医療広域連合保険料納付金 1, 543
		5 茨城県後期高齢者医療広域連合保険基盤安定納 付金 △2, 420

議案第 3 3 号

令和 6 年度美浦村水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度美浦村の水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度美浦村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 水道事業収益	547,314千円	3,000千円	550,314千円
第 1 項 営業収益	524,359千円	3,000千円	527,359千円
支 出			
第 1 款 水道事業費用	552,870千円	6,906千円	559,776千円
第 1 項 営業費用	538,851千円	6,906千円	545,757千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 102,026 千円は、消費税等資本的収支調整額 25,953 千円及び損益勘定留保資金 76,073 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 資本的収入	193,048千円	△34,000千円	159,048千円
第 1 項 企業債	191,000千円	△34,000千円	157,000千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	261,574千円	△500千円	261,074千円
第 1 項 建設改良費	201,955千円	△500千円	201,455千円

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和 6年度 美浦村水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業収益			547,314	3,000	550,314	
	1. 営業収益		524,359	3,000	527,359	
		1. 給水収益	518,198	3,000	521,198	

収 益 の 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			552,870	6,906	559,776	
	1. 営業費用		538,851	6,906	545,757	
		1. 受水費	292,666	3,000	295,666	
		2. 配水及び給水費	76,516	205	76,721	
		4. 総係費	53,551	248	53,799	
		5. 減価償却費	115,111	3,453	118,564	

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入			193,048	△ 34,000	159,048	
	1. 企業債		191,000	△ 34,000	157,000	
		1. 企業債	191,000	△ 34,000	157,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			261,574	△ 500	261,074	
	1. 建設改良費		201,955	△ 500	201,455	
		1. 配水施設拡張費	201,622	△ 500	201,122	

令和 6年度 美浦村水道事業予定キャッシュフロー計算書

(令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日)

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 14,618	△ 3,906	△ 18,524
減価償却費	115,111	3,453	118,564
資産減耗費	0	0	0
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 1,000	0	△ 1,000
修繕引当金の増減額（△は減少）	1	0	1
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 188	0	△ 188
長期前受金戻入額	△ 22,248	0	△ 22,248
受取利息及び受取配当金	△ 1	0	△ 1
支払利息	11,515	0	11,515
未収金の増減額（△は増加）	1,000	0	1,000
未払金の増減額（△は減少）	△ 10,447	46	△ 10,401
たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 5,538	0	△ 5,538
小計	73,587	△ 407	73,180
利息及び配当金の受取額	1	0	1
利息の支払額	△ 11,515	0	△ 11,515
業務活動によるキャッシュ・フロー	62,073	△ 407	61,666
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 183,624	454	△ 183,170
他会計補助金による収入	0	0	0
工事負担金による収入	0	0	0
加入金による収入	1,860	0	1,860
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 181,764	454	△ 181,310
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	191,000	△ 34,000	157,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 59,619	0	△ 59,619
財務活動によるキャッシュ・フロー	131,381	△ 34,000	97,381
資金増加額（又は減少額）	11,690	△ 33,953	△ 22,263
資金期首残高	935,176	0	935,176
資金期末残高	946,866	△ 33,953	912,913

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位:千円)

		職員数		給 与 費					法 定 福利費	合 計
		特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		6	3,608	16,068		11,104	30,780	5,555	36,335
	資本勘定支弁職員									
	合 計		6	3,608	16,068		11,104	30,780	5,555	36,335
補 正 前	損益勘定支弁職員		6	3,608	15,956		10,763	30,327	5,555	35,882
	資本勘定支弁職員									
	合 計		6	3,608	15,956		10,763	30,327	5,555	35,882
比 較	損益勘定支弁職員				112		341	453		453
	資本勘定支弁職員									
	合 計				112		341	453		453

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	738	336	210		1,262	432	2,982	2,941	2,203
	補正前	738	336	210		1,262	432	2,820	2,790	2,175
	比 較							162	151	28

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

		職員数		給 与 費					法 定 福利費	合 計
		特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		4		16,068		9,638	25,706	4,881	30,587
	資本勘定支弁職員									
	合 計		4		16,068		9,638	25,706	4,881	30,587
補 正 前	損益勘定支弁職員		4		15,956		9,323	25,279	4,881	30,160
	資本勘定支弁職員									
	合 計		4		15,956		9,323	25,279	4,881	30,160
比 較	損益勘定支弁職員				112		315	427		427
	資本勘定支弁職員									
	合 計				112		315	427		427

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	738	336	210		1,262	432	2,248	2,209	2,203
	補正前	738	336	210		1,262	432	2,100	2,070	2,175
	比 較							148	139	28

イ. 会計年度任用職員

(単位:千円)

		職員数		給 与 費					法 定 福 利 費	合 計
		特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		2	3,608			1,466	5,074	674	5,748
	資本勘定支弁職員									
	合 計		2	3,608			1,466	5,074	674	5,748
補 正 前	損益勘定支弁職員		2	3,608			1,440	5,048	674	5,722
	資本勘定支弁職員									
	合 計		2	3,608			1,440	5,048	674	5,722
比 較	損益勘定支弁職員						26	26		26
	資本勘定支弁職員									
	合 計						26	26		26

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後							734	732	
	補正前							720	720	
	比 較							14	12	

2. 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外)

(単位:千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	112	給与改定に伴う増減分	112 行政職	112 若年層から重点的に引上げ 平均改定率 1級11.1%、2級7.6%、3級 3.1%、4級1.3%、5級以上1.2%
		昇給に伴う増減分	行政職	
		その他の増減分	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動 による差額 その他	職員数の異動状況(会計年度任用職員以外) 現に在職する 職員数 その他 計 補正後 4 人 人 4 人 補正前 4 人 人 4 人 増 減 人 人 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職員手当	315	制度改正に伴う増減分	287 期末手当 勤勉手当	148 139
		その他の増減分	28 扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	28

3. 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位:円)

区 分		事 務 職	技 術 職
令和7年3月1日現在	平均給料月額	349,533	296,700
	平均給与月額	433,208	315,200
	平均年令	43歳 6月	36歳 7月
令和6年12月1日現在	平均給料月額	344,633	290,500
	平均給与月額	399,741	311,520
	平均年令	43歳 3月	36歳 4月

イ. 初 任 給

(単位:円)

区 分	行政職(円)		一般会計の制度	
			一般行政職(円)	
高 校 卒	188,000		188,000	
大 学 卒	220,000		220,000	

ウ. 等級別職員数

区 分	行政職					
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年3月1日現在	7	()	()	7	()	()
	6	() 1	() 25.0%	6	()	()
	5	()	()	5	()	()
	4	() 1	() 25.0%	4	()	()
	3	() 2	() 50.0%	3	()	()
	2	()	()	2	()	()
	1	()	()	1	()	()
	計	() 4	() 100.0%	計	()	()
令和6年12月1日現在	7	()	()	7	()	()
	6	() 1	() 25.0%	6	()	()
	5	()	()	5	()	()
	4	() 1	() 25.0%	4	()	()
	3	() 2	() 50.0%	3	()	()
	2	()	()	2	()	()
	1	()	()	1	()	()
	計	() 4	() 100.0%	計	()	()

(級別の標準的な職務内容)

区 分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、主事	困難な職務を分掌する主事	主任	係長、主査	課長補佐	課長	部長

エ. 昇 給

区 分			合 計	代表的な職種		
				行政職		
補 正 後	職員数（Ａ）（人）		4	4		
	昇給に係る職員数（Ｂ）（人）					
	号給数別内訳	2号給（人）				
		4号給（人）				
		6号給（人）				
		8号給（人）				
		号給（人）				
	比 率（Ｂ）／（Ａ）（％）					
特別昇給に係る職員数（人）						
補 正 前	職員数（Ａ）（人）		4	4		
	昇給に係る職員数（Ｂ）（人）					
	号給数別内訳	2号給（人）				
		4号給（人）				
		6号給（人）				
		8号給（人）				
		号給（人）				
	比 率（Ｂ）／（Ａ）（％）					
特別昇給に係る職員数（人）						

オ. 特殊勤務手当

	全職種			
給料総額に対する比率(%)	0			
支給対象職員の比率(%)	0			
代表的な特殊勤務手当の名称				

カ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{1.225}{2.350}$)	($\frac{2.40}{4.60}$)	有	
補正前	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{2.35}{4.50}$)	有	
一般会計の制度	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{1.225}{2.350}$)	($\frac{2.40}{4.60}$)	有	

()内は、再任用職員である。

キ. 定年退職及び勧奨退職による退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(2～20%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	同上	

ク. その他の手当

区 分	一般会計の制度との差異	差異の内容
扶養手当	一般会計の制度に同じ	
地域手当	〃	
住居手当	〃	
通勤手当	〃	

令和 6年度 美浦村水道事業会計補正予算明細書

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 : 千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 水道事業収益			547,314	3,000	550,314			
	1. 営業収益		524,359	3,000	527,359			
		1. 給水収益	518,198	3,000	521,198	営業用1種料金	3,000	・営業用1種料金 3,000

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位 : 千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 水道事業費用			552,870	6,906	559,776			
	1. 営業費用		538,851	6,906	545,757			
		1. 受水費	292,666	3,000	295,666	受水費	3,000	・受水費 3,000
		2. 配水及び給水費	76,516	205	76,721	給料	112	・給料 112
						手当	93	・期末手当 39 ・勤勉手当 36 ・退職手当組合負担金 18
		4. 総係費	53,551	248	53,799	手当	248	・期末手当 109 ・期末手当(会計年度任用職員パートタイム) 14 ・勤勉手当 103 ・勤勉手当(会計年度任用職員パートタイム) 12 ・退職手当組合負担金 10
		5. 減価償却費	115,111	3,453	118,564	構築物減価償却費	1,844	・構築物減価償却費 1,844
						機械及び装置減価償却費	1,609	・機械及び装置減価償却費 1,609

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 : 千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 資本的収入			193,048	△ 34,000	159,048			
	1. 企業債		191,000	△ 34,000	157,000			
		1. 企業債	191,000	△ 34,000	157,000	企業債	△ 34,000	・企業債 △ 34,000

資 本 の 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位 : 千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 資本的支出			261,574	△ 500	261,074			
	1. 建設改良費		201,955	△ 500	201,455			
		1. 配水施設拡張費	201,622	△ 500	201,122			
						委託料	14,500	・配水場設備更新詳細設計委託料 14,500
						工事請負費	△ 15,000	・工事請負費 △ 15,000

議案第34号

令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和6年度美浦村の下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度美浦村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 事業収益	739,964千円	203,487千円	943,451千円
第2項 営業外収益	406,234千円	203,487千円	609,721千円
支 出			
第1款 事業費用	853,350千円	25,246千円	878,596千円
第1項 営業費用	774,210千円	22,986千円	797,196千円
第3項 特別損失	532千円	2,260千円	2,792千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額311,079千円は、消費税等資本的収支調整額30,481千円及び損益勘定留保資金280,598千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	1,381,979千円	△195,439千円	1,186,540千円
第3項 補助金	763,238千円	△195,439千円	567,799千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,496,995千円	624千円	1,497,619千円
第1項 建設改良費	1,201,137千円	624千円	1,201,761千円

令和7年3月11日提出

美浦村長 中 島 栄

令和 6年度 美浦村下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 事業収益			739,964	203,487	943,451	
	2. 営業外収益		406,234	203,487	609,721	
		2. 他会計補助金	97,558	195,439	292,997	
		4. 長期前受金戻入	289,716	8,048	297,764	

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 事業費用			853,350	25,246	878,596	
	1. 営業費用		774,210	22,986	797,196	
		10 総係費	32,917	708	33,625	
		11 減価償却費	458,982	22,278	481,260	
	3. 特別損失		532	2,260	2,792	
		3. その他特別損失	320	2,260	2,580	

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的收入			1,381,979	△ 195,439	1,186,540	
	3. 補助金		763,238	△ 195,439	567,799	
		1. 補助金	763,238	△ 195,439	567,799	

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			1,496,995	624	1,497,619	
	1. 建設改良費		1,201,137	624	1,201,761	
		1. 管渠建設改良費	313,383	624	314,007	

令和 6年度 美浦村下水道事業予定キャッシュフロー計算書

(令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日)

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 108,280	178,446	70,166
減価償却費	458,981	22,278	481,259
貸倒引当金の増減額（△は減少）	300	0	300
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 236	0	△ 236
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	169	0	169
長期前受金戻入額	△ 289,716	△ 8,048	△ 297,764
受取利息及び受取配当金	△ 2	0	△ 2
支払利息	65,297	0	65,297
未収金の増減額（△は増加）	△ 82,292	△ 206	△ 82,498
未払金の増減額（△は減少）	△ 4,112	1	△ 4,111
たな卸資産の増減額（△は増加）	0	0	0
小計	40,109	192,471	232,580
利息及び配当金の受取額	2	0	2
利息の支払額	△ 65,297	0	△ 65,297
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 25,186	192,471	167,285
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 1,093,333	△ 624	△ 1,093,957
補助金による収入	763,238	△ 195,439	567,799
工事負担金による収入	0	0	0
加入金による収入	10,036	0	10,036
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 320,059	△ 196,063	△ 516,122
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の収入	634,800	0	634,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 295,858	0	△ 295,858
財務活動によるキャッシュ・フロー	338,942	0	338,942
資金増加額（又は減少額）	△ 6,303	△ 3,592	△ 9,895
資金期首残高	712,073	0	712,073
資金期末残高	705,770	△ 3,592	702,178

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位:千円)

		職員数		給 与 費					法 定 福利費	合 計
		特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		3		11,960		7,328	19,288	3,451	22,739
	資本勘定支弁職員		2		6,337		3,643	9,980	1,773	11,753
	合 計		5		18,297		10,971	29,268	5,224	34,492
補 正 前	損益勘定支弁職員		3		11,741		6,839	18,580	3,451	22,031
	資本勘定支弁職員		2		5,951		3,405	9,356	1,773	11,129
	合 計		5		17,692		10,244	27,936	5,224	33,160
比 較	損益勘定支弁職員				219		489	708		708
	資本勘定支弁職員				386		238	624		624
	合 計				605		727	1,332		1,332

職員手当 の内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	881	282	147		1,890	324	2,786	2,189	2,472
	補正前	823	282	147		1,690	324	2,552	1,995	2,431
	比 較	58				200		234	194	41

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

		職員数		給 与 費					法 定 福利費	合 計
		特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		3		11,960		7,328	19,288	3,451	22,739
	資本勘定支弁職員		2		6,337		3,643	9,980	1,773	11,753
	合 計		5		18,297		10,971	29,268	5,224	34,492
補 正 前	損益勘定支弁職員		3		11,741		6,839	18,580	3,451	22,031
	資本勘定支弁職員		2		5,951		3,405	9,356	1,773	11,129
	合 計		5		17,692		10,244	27,936	5,224	33,160
比 較	損益勘定支弁職員				219		489	708		708
	資本勘定支弁職員				386		238	624		624
	合 計				605		727	1,332		1,332

職員手当 の内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	881	282	147		1,890	324	2,786	2,189	2,472
	補正前	823	282	147		1,690	324	2,552	1,995	2,431
	比 較	58				200		234	194	41

イ. 会計年度任用職員

(単位:千円)

		職員数		給 与 費					法 定 福 利 費	合 計
		特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員									
	資本勘定支弁職員									
	合 計									
補 正 前	損益勘定支弁職員									
	資本勘定支弁職員									
	合 計									
比 較	損益勘定支弁職員									
	資本勘定支弁職員									
	合 計									

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後									
	補正前									
	比 較									

2. 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外)

(単位:千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	605	給与改定に伴う増減分	605 行政職	605 平均改定率 1級11.1%、2級7.6%、3級3.1%、4級1.3%、5級以上1.2%
		昇給に伴う増減分		行政職
		その他の増減分	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況(会計年度任用職員以外) 現に在職する 職員数 その他 計 補正後 5 人 人 5 人 補正前 5 人 人 5 人 増 減 人 人 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人 会計間の異動 人
		制度改正に伴う増減分	428 期末手当 勤勉手当	234 194
		その他の増減分	299 扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	58 200 41
職員手当	727			

3. 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位:円)

区 分		事 務 職	技 術 職
令和7年3月1日現在	平均給料月額	339,700	252,350
	平均給与月額	453,392	313,728
	平均年令	48歳 8月	31歳 1月
令和6年12月1日現在	平均給料月額	336,200	246,450
	平均給与月額	432,876	283,488
	平均年令	48歳 5月	30歳10月

イ. 初 任 給

(単位:円)

区 分	行政職		一般会計の制度	
			行政職	
高 校 卒	188,000		188,000	
大 学 卒	220,000		220,000	

ウ. 級 別 職 員 数

区 分	行政職					
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年3月1日現在	7	()	()	7	()	()
	6	()	()	6	()	()
	5	()	()	5	()	()
		1	20.0%			
	4	()	()	4	()	()
		1	20.0%			
	3	()	()	3	()	()
		2	40.0%			
令和6年12月1日現在	2	()	()	2	()	()
	1	()	()	1	()	()
		1	20.0%			
	計	()	()	計	()	()
		5	100.0%			
	7	()	()	7	()	()
	6	()	()	6	()	()
	5	()	()	5	()	()
令和6年12月1日現在		1	20.0%			
	4	()	()	4	()	()
		1	20.0%			
	3	()	()	3	()	()
		2	40.0%			
	2	()	()	2	()	()
	1	()	()	1	()	()
		1	20.0%			
令和6年12月1日現在	計	()	()	計	()	()
		5	100.0%			

(級別の標準的な職務内容)

区 分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、主事	困難な職務を分掌する主事	主任	係長、主査	課長補佐	課長	部長

エ. 昇 給

区 分		合 計	代表的な職種		
			行政職		
補 正 後	職員数(A)(人)	5	5		
	昇給に係る職員数(B)(人)				
	号給数別内訳	2号給(人)			
		4号給(人)			
		6号給(人)			
		8号給(人)			
		号給(人)			
	比 率(B)/(A)(%)				
	特別昇給に係る職員数(人)				
補 正 前	職員数(A)(人)	5	5		
	昇給に係る職員数(B)(人)				
	号給数別内訳	2号給(人)			
		4号給(人)			
		6号給(人)			
		8号給(人)			
		号給(人)			
	比 率(B)/(A)(%)				
	特別昇給に係る職員数(人)				

オ. 特殊勤務手当

	全職種			
給料総額に対する比率(%)	0			
支給対象職員の比率(%)	0			
代表的な特殊勤務手当の名称				

カ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)	(月分)		
補正後	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{1.225}{2.350}$)	($\frac{2.40}{4.60}$)	有	
補正前	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{2.35}{4.50}$)	有	
一般会計の制度	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{1.225}{2.350}$)	($\frac{2.40}{4.60}$)	有	

()内は、再任用職員である。

キ. 定年退職及び勧奨退職による退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(2～20%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	同上	

ク. そ の 他 の 手 当

区 分	一般会計の制度との差異	差異の内容
扶養手当	一般会計の制度に同じ	
地域手当	〃	
住居手当	〃	
通勤手当	〃	

令和 6年度 美浦村下水道事業会計補正予算明細書

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 : 千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 事業収益			739,964	203,487	943,451
	2. 営業外収益		406,234	203,487	609,721
		2. 他会計補助金	97,558	195,439	292,997
		4. 長期前受金戻入	289,716	8,048	297,764

節		説 明
区 分	金 額	
他会計補助金	195,439	・他会計補助金 195,439
国庫補助金戻入	7,947	・国庫補助金戻入 7,947
県補助金戻入	101	・県補助金戻入 101

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位 : 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 事業費用			853,350	25,246	878,596
	1. 営業費用		774,210	22,986	797,196
		10. 総係費	32,917	708	33,625
		11. 減価償却費	458,982	22,278	481,260
	3. 特別損失		532	2,260	2,792
		3. その他特別損失	320	2,260	2,580

節		説 明
区 分	金 額	
給料	219	・給料 219
手当	489	・扶養手当 58
		・時間外勤務手当 200
		・期末手当 124
		・勤勉手当 98
		・退職手当負担金 9
構築物減価償却費	10,183	・構築物減価償却費 10,183
機械及び装置減価償却費	12,095	・機械及び装置減価償却費 12,095
その他特別損失	2,260	・その他特別損失 2,260

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 : 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 資本的収入			1,381,979	△ 195,439	1,186,540			
	3. 補助金		763,238	△ 195,439	567,799			
		1. 補助金	763,238	△ 195,439	567,799			
						他会計補助金	△ 195,439	・他会計補助金 △ 195,439

資本的収入及び支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 資本的支出			1,496,995	624	1,497,619
	1. 建設改良費		1,201,137	624	1,201,761
		1. 管渠建設改良費	313,383	624	314,007

節		説明
区 分	金 額	
給料	386	・給料 386
手当	238	・期末手当 110 ・勤勉手当 96 ・退職手当負担金 32